

(写真提供者:宮田 康浩 会員)

司法書士 かごしま

会報 No.103

「のぞいてみて下さい・リニューアルしました」

庭児島県司法書士会のホームページです。 HPアドレス http://www.shihou-kagoshima.or.jp/



KAGOSHIMA No. 103

祝	辞鹿児島地方法務局長山	本	芳	郎1
式	辞鹿児島県司法書士会 会長上前	前田	和	英4
平成28年	隻定時総会議事録	•••••	• • • • •	7
平成28年	隻事業計画	•••••	••••	15
支部から	の報告			
鹿児島	支部			24
南薩支	き部	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •	28
川内支	で 部	•••••	• • • • •	31
出水支	き部		• • • • •	32
霧島支	き部			33
大隅支	き部	•••••	• • • • •	35
鹿屋支	き部			37
熊毛支	き部			40
大島支	き部	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •	42
関連団体	からの報告			
鹿児島県	県司法書士政治連盟 会長新	Щ	隆	志45
一般社[团法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会 理事長安	田	雅	朗47
公益社団	団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部 支部長…内	田	大	介49
鹿児島県	県青年司法書士会 会長······田	中	喜	久51
特別寄稿				
永年勤約	売表彰を受章して中	迫	文	範53
永年勤約	売表彰を受章して安	田	雅	朗54
永年勤約	売表彰を受章して里ス	ク園	順-	良ß 55
永年勤約	売表彰を受章して喜	Щ	修	三56
永年勤約	売表彰を受章して	野	光	男57
永年勤約	売表彰を受章して日	高	春	見58
「山の	日」に寄せて山	元	浩	吉60
単独行	・山に育まれて	田		典61

「ち。	よつ	٤,	おじゃまします。」事務所紹介コーナー
久旨	習須日	白紀言	引法書士事務所編集部63
てぃ	ヽだ゠	引法書	小
新入會	会員:	紹介	
米	澤	和	則霧島支部67
越	場	進	介67
竹	中	啓	人68
茅	野	良	信 南 薩 支 部68
内才	卜場		祟·····
藏	遠	真	···
松	元	修	二大 隅 支 部70
大	塚	左	文霧島支部71
鎌	田	寛	子72



祝辞

鹿児島地方法務局長 山 本 芳 郎

本日ここに, 鹿児島県司法書士会平成28年度定時総会が盛大に開催されましたことを, 心からお祝い申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、登記制度の充実・発展 に、そして法務行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上 げます。

さて、司法書士制度は、140年を超える長い歴史を有しており、司法書士の皆様の、国民の権利擁護に対する崇高な理念とたゆまぬ御努力によりまして、充実・発展を遂げられ、国民から高い評価と信頼を得ておられます。

また、貴会におかれましても、会長を始め、役員の皆様の熱意と、会員の皆様の一丸となった 献身的な御尽力により、ますますの御発展を続けられているところであり、深く敬意を表する次 第です。

先ほど、多年にわたり司法書士の業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会会長、 九州ブロック司法書士会協議会会長、鹿児島県司法書士会会長から表彰がされ、また、福岡法務 局長及び当職から、多年にわたり業務に精励され、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対 しまして、表彰をさせていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、敬意を表しますとともに、心からお祝いを申 し上げます。今後とも健康に御留意の上、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

ところで、本年4月14日及び16日に、熊本地方を震源とする震度7の地震が発生し、その後も1,500回を超える余震が断続的に発生しています。家屋の倒壊や過酷な避難生活による疲労等で多くの尊い命が失われ、今なお多くの方々が余震に耐えながらの避難生活を余儀なくされています。被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

本日は、せっかくの機会でありますので、登記行政を取り巻く若干の情勢について御紹介とお願いをさせていただきたいと存じます。

第1は、相続登記の促進についてです。

長期間にわたり相続登記がされないため、不動産等の所有者の所在の把握が困難となる所有者 不明問題は、公共事業等における迅速な用地取得などに支障が生じ、東日本大震災復興事業に関 連して、国会で取り上げられ、また、マスコミ報道されるなど大きな社会問題となっています。 空き屋、空き地問題とともに社会的な関心を集めていることは、御案内のとおりです。

登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり、強制したりすることは難しいと考えられますが、公示の観点からは、速やかに相続登記がされることが望ましく、法務省及び当局は、ホームページに「未来につなぐ相続登記」と題して、相続登記手続を行うことの意味や放置した場合のデメリット等について理解が進むよう広報し、相続登記の促進を図っています。

この問題については、貴会とも連携して取り組む課題と考えており、その一つとして、本年7月24日には、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と共催で「空き家、空き地問題を含めた相続登記に関する相談所」の開設を予定していますので、御協力をお願いします。

第2は、オンライン申請の利用促進についてです。

法務省は、国民の利便性向上及び業務の効率化等を図る観点から、オンライン申請の利用促進 に取り組んでいます。

平成26年4月,政府は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を決定し、この中で登記関係の手続については、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むべきこととされたほか、昨年10月に法務省が策定した「法務省改善取組計画」においては、平成28年度までに、オンライン手続の利用率を69パーセントとする非常に高い新たな目標が示されたところであります。

会員の皆様が、オンライン登記申請に御協力いただいていることに対しまして、感謝申し上げますとともに、オンライン申請の利用促進の取組に、なお一層の御協力をお願いします。

第3は、商業・法人登記事務の取扱い変更についてです。

不動産登記令の一部を改正する政令及び不動産登記規則等の一部を改正する省令が、昨年11月2日に施行され、不動産登記の申請人が、「会社法人等番号」を有する法人であるときは、提供すべき添付情報が、当該法人の代表者の資格を証する情報から、当該法人の「会社法人等番号」に変更されました。このことにより、法人登記の迅速な処理完了がなお一層求められることになりましたので、御協力をお願いします。

また,近時,株主総会議事録を偽造して役員になりすまし役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で,会社の財産を処分するなど,商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後を絶たないことから,会社に対し,登記すべき事項につき,株主総会の決議を要する際に決議の帰趨を左右し得る主要株主のリストの提出を求める商業登記規則の改正が,近く予定されていますので,規則改正後の登記申請に当たっては,この点,遺漏のないよう,規則改正の内容に十分御留意願います。

第4は、「固定資産評価額情報に関する運用等」についてです。

当局管内登記所における「固定資産評価額情報」の取扱いは、市町村からの通知の有無等について相違があることから、登記所ごとにその取扱いを定めておりますが、個人情報の管理の徹底

や事務の効率化といった観点から、本年6月1日以降、管内全ての登記所において、不動産登記 に係る不動産の価格を定めるため、資格者代理人を含む登記申請人から、原則として、「固定資 産税納税通知書、固定資産評価証明書、名寄せ帳等証明書」などの土地・建物の評価証明情報の 原本又はその写しの提出協力を求めることとしています。

会員の皆様には、この運用に御理解と御協力を御願いします。

第5は、「全国一斉!法務局休日相談所」の開設についてです。

昨年は、10月4日(日)に鹿児島県内3か所において「全国一斉!法務局休日相談所」を開設したところ、会員の皆様に相談員として御協力いただきました。お陰様で、相談に来られた多くの方々から好評を得ることができました。このことは鹿児島県司法書士会及び会員の皆様の御支援と御協力の賜物であり、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

なお、本年は、10月2日(日)の開設を予定していますので、引き続き御協力をお願いします。

以上のように、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、目まぐるしく変動し、多様 化しています。登記制度が、私法秩序の基盤としての役割を十分に果たすとともに、取引社会の ニーズに的確に応え、信頼される制度としてこれからも発展していくためには、会員の皆様の御 理解と御協力が必要ですので、この点、よろしくお願いする次第です。

最後になりましたが、司法書士制度に対する国民の高い評価は、これまでの貴会と会員の皆様、 そして皆様の先輩の御努力によって築かれたものですが、これはひとえに、司法書士の皆様が司 法書士法等を遵守し、誠実に、司法書士業務に精励してこられた結果であると思います。今後と も、司法書士としての職責と社会的使命を果たされ、司法書士制度の更なる発展に努めていただ きますよう、お願いします。

結びに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍、御健勝を祈念申し上げまして、祝辞といたします。

平成28年5月28日



式 辞

鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成28年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、 一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、鹿児島地方法務局長 山本芳郎様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。 また、「日本司法書士会連合会会長」「九州ブロック司法書士会協議会会長」及び「当職」からも 表彰をさせて頂きます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当 会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受賞者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、鹿児島県司法書士会の現状を若干ご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員308名・法人会員5事務所となっており、昨年の同時期より10名の減少となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介させていただきます。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「定期無料相談会」毎週月曜日と水曜日に電話による「定期無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「定期無料相談会」、南大隅町では毎週月曜日と木曜日に面談による「定期無料相談会」を実施し、甑島において、毎月一回面談による「定期無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また,各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところです。

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内28校で延べ人数3,842名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、4年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、 昨年度は県内3校で延べ7クラスの児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成28年度の事業計画の骨子をご説明申 し上げ、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の6つの重点項目を掲げました。

第1は「司法書士業務の執務水準の向上と変遷への対応」です。

不動産登記・商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信・当会ホームページの会員専用ページを活用することにより、タイムリーかつ的確な情報提供を行っていきます。

裁判業務分野においては、一般民事事件・家事事件についての受託推進に向けての方策の検討を重ねて行き、会員が積極的に事件を受託できるために研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指し、会員への情報提供を行っていきます。

また,成年後見業務を含んだ財産管理業務分野においては,その業務の前提となる理論のほか, 業務の範囲についての研修会の開催,会員への情報提供を行っていきます。

第2は「司法書士業務の執務規範の確立」です。

司法書士業務における執務規範の確立及びその徹底が、司法書士制度に対する国民の信頼の礎であり、司法書士倫理に関する研修会等において繰り返し会員にその周知を図っていきます。

第3は「制度広報の充実」です。

先程,制度広報事業の一環としてご紹介しました,「小学生のための法律教室」においては, 昨年度実施した教室がMBCのニュースで放映され,また毎年開催しております「法の日無料法 律・登記・税務相談」の告知がMBCのホームページに掲載され,この上ない制度広報であった と思われます。

今年度も「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」等を積極的に実施す

るとともに、全面リニューアルしたホームページを活用し、制度広報の充実を図っていきます。

第4は「社会貢献活動」です。

司法書士に寄せられる様々な市民の期待を自覚し、司法書士総合相談センターの運営や各種相談会の開催、並びに「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」を開催しているとともに、公益的な団体からの講師派遣要請にも積極的に対応していきます。

また,空き家・所有者不明土地問題・消費者問題・経済的困窮者の法的支援において,行政機 関や関連団体との連携を図るとともに,会員に対する啓発や情報提供を行っていきます。

第5は「司法過疎対策」です。

当会は、全国的に見ても多くの離島等を抱えておりますので、司法書士が司法過疎地域におけるリーガルサービスの担い手として十分にその役割を果たし得るよう、司法過疎地域での開業支援や相談センターの運営・巡回相談会の実施を積極的に行っていきます。

第6は「司法書士制度等への対応」です。

その中で司法書士法改正について、連合会より示された今後の流れとしまして、優先事項として次の4つの項目①「使命規定の新設」②「懲戒制度の改正」③「相談業務の明確化」④「周旋禁止規定の新設」の改正を目指していくとのことであります。

また、どのような状況においても、司法書士法の改正を実現するためには、それを裏付ける実績が必要であり、何よりも私たち司法書士個々の日々の真摯な業務姿勢が、司法書士法改正に繋がるものと信じております。

以上が、平成28年度の重点項目の骨子になります。

私は, 鹿児島県司法書士会の会員一同と共に, 司法書士としての使命を自覚し, 国民の権利擁護に寄与するため, 不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日ご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご 指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げ、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせ ていただきます、

平成28年5月28日

鹿児島県司法書士会平成28年度定時総会議事録

日 時:平成28年5月28日(土)午前10時から午後4時15分まで

場 所:ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市山之口町4番20号)

総会組織員総数:72名

出席組織員数 : 72名 (内,委任状出席 3 名) **欠席·未着** : 0名 (欠席:0名,未着:0名)

喜山修三副会長から開会宣言があり、物故者黙祷の 後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議事

上記のとおり出席があり、加藤久佳理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承



認した。司会者は鹿児島支部佐俣周平代議員を議長に指名した。

議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおりの出席を確認し本総会は 適法に成立している旨を宣言した。引き続き議長は、総会会議規約第10条第1項により霧島支部 松薗圭支部長を副議長に指名した。続いて議長は、会則第48条及び総会会議規約第18条により、 鹿児島支部坂本秀一朗代議員と鹿児島支部福嶋哲平代議員を議事録署名人に指名した。

次に議長から議事運営に関して次のように説明があった。

- ① 質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出することとし、その締め切りは原則として午後1時30分までとする。それ以降の質疑も時間の許す限り受け付ける。議案ごとに質疑を優先し、質疑を締め切った後に討論を行い、その後採決を行う。
- ② 議案及び動議の提出については、総会会議規約第19条以降の定めにより行う。

続いて議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成28年5月28日午前10時18分から午後4時までとし、議事日程は総会資料(47頁)のとおりとし、日程第4報告第1号から日程第15議案第11号までとし、報告第1号、議案第1号から11号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨提案した。

ここで、熊毛支部中久保正晃代議員から議事進行動議が発議された。

議長は総会会議規約第22条第2項により議事進行動議に対する5名以上の支持者を求め、発議の要件が認められたため、発議者に議事進行動議の内容について説明を求めた。

続いて、上前田会長から発議者に対し、議案第3号を3つに分割した場合のそれぞれの施行期日の取扱いにつき質疑があった。

当該質疑に対する回答を踏まえた発議の内容は以下のとおりである。

議案第3号を次のとおり分割し、採決すること及びそれぞれの議案につき施行期日を認可の日からとする附則を設けること。



議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部(会則第18条第3項,第86条の2,第 86条の4から8まで)改正の件

議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部(会則第98条の2第3項)改正の件

議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員の選任方法等に関連して必要となる会則一部(会則第16条第2項,第28条,第40条,第41条第2項,第42条第1項,第44条から第46条まで,第48条第2項,第49条から第52条まで,第53条第12項,第78条第4号,第80条第1項,第82条第2項,第122条第2項)改正の件

続いて、議長は議事日程につき発議者提案のとおり承認することを求めたところ、全員異議なく賛成した。したがって、本議事進行動議について発議者提案のとおり可決承認された。

よって、執行部提案の日程第7議案第3号を、発議者提案のとおり議案第3号の1、議案第3号の2、議案第3号の3に分割してそれぞれ採決することとした。

ただし,執行部への説明は一括して求めることとした。

【議案提案】

日程第4、第5、第6

報告第1号 平成27年度事業報告

議案第2号 平成27年度一般会計収入支出決算承認の件

議案第3号 平成27年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は,執行部に提案を求めた。

まず、執行部から平成27年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総 会資料に基づき詳細になされた。

要望(鹿児島支部 佐藤通弘代議員)

総会資料は既に手元にあるため、簡潔に報告していただきたい。

その後,議長は、監事に監査報告を求めた。

これを受けて、宮脇伸舟監事から、監査の結果、 計算書類は適正に作成されており、収入支出の状況 及び財産の状況を正しく示しているものと認められ る旨、報告があった。



日程第7

議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部改正の件

議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部改正の件

議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員の選任方法等に関連 して必要となる会則一部改正の件

議長は,執行部に一括して提案を求めた。

喜山副会長

現在の代議員制は5名の会員の代表として出席するため、代議員でない会員は総会で意見を述べる機会がない。このように総会に出席して意見を述べる機会がないことが会への帰属意識や司法書士制度に対する意識の低下につながっていると思われる。そこで、全司法書士会員の意思を反映させ、全司法書士に議決権を保障するため全員参加制による総会への改正を求める。

また,業務賠償責任保険については,現在一つしか選択肢がないが,これを三つの契約を選択できることとしたい。

続いて、鹿児島県司法書士会会則新旧対照表に基づき、改正箇所についての説明が一括して詳細になされた。

日程第8

議案第4号 鹿児島県司法書士会役員等選任規約一部改正の件

議長は,執行部に提案を求めた。

喜山副会長

本会の会長及び監事以外の役員は、現在選考委員会の選考によって選任されているが、全司法書士会員の 意思を役員の選任に反映させるために、すべての役員 を選挙により選任するための改正を求める。

続いて、鹿児島県司法書士会役員等選任規約新旧対



照表に基づき, 改正箇所についての説明が詳細になされた。

日程第9

議案第5号 鹿児島県司法書士会総会会議規約一部改正の件

議長は,執行部に提案を求めた。



喜山副会長

代議員制から全員参加制による総会へ移行するの に伴い、改正を求める。

また,全員参加制による総会を円滑に進めるため に,必要に応じて議事運営委員会を設置したい。

続いて, 鹿児島県司法書士会総会会議規約新旧対 照表に基づき, 改正箇所についての説明が詳細にな された。

日程第10

議案第6号 鹿児島県司法書士会支部交付金規約一部改正の件

議長は,執行部に提案を求めた。

経理部 宮内理事

代議員制から全員参加制による総会へ移行するのに伴い,離島に事務所を有する会員の地理的 事情による経済的負担を軽減することを理由とする。

続いて、鹿児島県司法書士会支部交付金規約新旧対照表に基づき、改正箇所についての説明が 詳細になされた。

日程第11

議案第7号 鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する規約制定の件

議長は,執行部に提案を求めた。

執行部から, 鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する「規則」を廃止し, 「規約」を制定することについての説明が詳細になされた。

(午前11時35分休会,午前11時45分再開)



日程第12

議案第8号 平成28年度事業計画決定の件

議長は,執行部に提案を求めた。

執行部は、まず平成28年度事業計画の基本姿勢を 述べた後、各事業部の具体的事業計画を提案した。



日程第13、日程第14

議案第9号 平成28年度一般会計収入支出予算決定の件

議案第10号 平成28年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は,執行部に提案を求めた。

執行部は、平成28年度一般会計収入支出予算及び平成28年度調停センター特別会計収入支出予算について総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

日程第15

議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、執行部に提案を求めた。

執行部は、名誉会長推戴承認の件につき総会資料に基づき説明を行った。

(休会午後1時から再開)

【質疑】

議長は,提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【採決】

議長は、全ての討論が終了したことを報告し、引き続き議案ごとの採決に入る旨宣言した。議長は執行部に対し改めて出席状況の報告を求め、執行部から、総会組織員72名中72名出席(うち委任状出席3名)している旨、報告がなされた。なお、議案第3号の1、3号の2及び3号の3は特別決議を要するため、会則第46条により総会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決し、その他の決議は、会則第44条第1項により出席した総会の組織員の議決権の過半数

で議決すると説明した。

日程第5 議案第1号 平成27年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行 部提案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成27年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行 部提案通り可決承認された。

議長は、午後4時15分まで会期延長の承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。

議長は、議案第3号の1,3号の2及び3号の3については特別決議を要する旨を説明し、議場閉鎖を求めた。議長は執行部に対し改めて出席状況の報告を求め、執行部から、総会組織員72名中72名出席(うち委任状出席3名)している旨、報告がなされた。

日程第7 議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行 部提案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行 部提案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員の選任方法 等に関連して必要となる会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、熊毛支部中久保正晃代議員よりこの件について、継続審議を求める議事進行動議が出された。議長は、総会規約第22条第2項及び第49条第4項により、議事進行動議を認めるにあたって5名以上の支持者を募ったところ、5名以上の支持者が起立したため発議要件を満たした。議長は、発議者に対して、改めて議事進行動議の内容について説明を求めた。熊毛支部中久保正晃代議員は、以下のとおり発議理由の説明を行った。

- ① 会則改正のために、具体的な内容を会員全員に周知されていない。
- ② 会員の意思が反映されていない。

上記の理由から、内容についてもっと検討するため継続審議とし採決しないことを求める。

議長は、議案第3号の3について継続審議を求める議案ついて承認を求めたところ、賛成少数と認めた。したがって、議事進行動議については否決されたことを報告した。したがって、議案第3号の3について、改めて承認を求めたところ、異議が出たため、採決を行った。執行部提案に対して賛成する会員に対して起立を求めたところ、72名中57名の賛成が得られ、本議案は執行部提案通り可決承認された。

議長は、議場閉鎖を解除するよう求めた。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会役員等選任規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会総会会議規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案 通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会支部交付金規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第12 議案第8号 平成28年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案 通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 平成28年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案 通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 平成28年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

以上をもって本総会の議事日程は全て終了し、議長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成28年5月28日 鹿児島県司法書士会定時総会

議 長 佐 俣 周 平 印

議事録署名人 坂 本 秀一朗 📵

議事録署名人 福鳴哲平 印













平成28年度事業計画

第1 総論

一昨年度,不祥事が多発したことに加え,昨年度一新された日司連執行部において,司法書士 法改正に向けての方向性が転換されたことにより,司法書士法改正への道が一層不透明感を増し, 未だ景気低迷から抜け出せない地方経済にあって,登記事件をはじめとした受託事件数の減少等 による日々の執務への不安など,司法書士制度の存続が憂慮される事態となっている。

一方で、法律専門職である司法書士に対して、空き家・所有者不明土地問題、成年後見業務、 財産管理業務、災害時における市民救援の分野などへの期待が大きく、その職能を発揮すること が求められている。

複雑化、多様化した社会において、これらの新しい法的需要に対し、柔軟かつ的確な対応を行っていくために、日々の執務の向上に努めることはもちろんのこと、司法書士としての社会的使命と職責の確認、執務規範の確立が重要である。

そして,司法書士制度を市民の権利擁護に資するより確かな制度とするためには,期待されている役割を十分に果たすことが重要であるということを念頭に,会員と危機感を共有し,以下の重点課題に取り組む。

1. 司法書士業務の執務水準の向上と変遷への対応

裁判業務分野においては、積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指す。なお、一般民事事件の分野では、簡易裁判所での代理人就任事件の受託推進に向けて方策の検討を重ねていく。家事事件の分野については、離婚調停事件、遺産分割調停事件などの事件についても会員が十分に当事者支援を行うことができるよう、執務水準の向上を目指していく。また、鹿児島簡易裁判所との協議会についても、本年度も実施する方向で調整を図る。

不動産登記,商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信,当会ホームページの会員専用ページを活用することによりタイムリーかつ的確な情報提供を行う。また、登記制度の理論や法改正情報を詳解した研修会等を開催することで執務水準の向上を図る。

財産管理業務分野については、その業務の前提となる理論のほか、業務の範囲についての研修 会の開催や情報提供を行っていく。

2. 司法書士業務の執務規範の確立

近年、財産管理業務分野において横領等の不祥事が発生していることから、昨年度に引き続き、 執務規範の確立とその徹底のため、研修会の開催はもちろんのこと、不祥事の抑止のために実効 的な方法を検討し、実施していく。また、研修の未履修が著しい会員に対する指導を行う。

3. 制度広報の充実

リニューアルしたホームページを活用し、司法書士制度及び当会の活動に対する市民の理解を

深めてもらうため、相談会等の事業や当会が行っている社会貢献活動を積極的に広報していく。 また、行政機関・報道機関を通じた事業告知を積極的に行っていく。

4. 社会貢献活動

司法書士に寄せられる様々な市民の期待を自覚し、本年度も社会貢献活動を積極的に行っていく。具体的には、昨年度に引き続いて、司法書士総合相談センターの運営や各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催などを行っていくとともに、公益的な団体からの講師派遣要請にも対応していく。また、空き家・所有者不明土地問題、消費者問題、経済的困窮者の法的支援において、行政機関や関連団体との連携を図るとともに、会員に対する啓発や情報提供を行う。

5. 司法過疎対策

司法書士は、全国津々浦々にあまねく存在し、市民に寄り添う「身近な暮らしの法律家」としての存在意義を有しているが、会員の都市部への偏在化が進み、地域によっては、リーガルサービスを十分に提供できないという問題が顕在化している。そこで、司法書士が地域におけるリーガルサービスの担い手として十分にその役割を果たし得るよう、司法書士法律相談センターの運営や巡回相談会の開催等を行っていく。また、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甑島における定例相談会を開催していく。

6. 司法書士制度等への対応

司法書士制度の現状と課題や司法書士法改正に関する動向について会員の関心を喚起するため、 積極的に情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の帰属意識は欠かせないた め、本会事業・運営への積極的参加を促す。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受,発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項

- (11) 業務賠償責任保険に関する事項及び会業務賠償責任保険
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題·執務指導

懲戒申し立てと苦情総数は増加している。傾向として、職務上請求書の使用に関する問い合わせや、執務における依頼者や関係者への対応に対する苦情・懲戒申し立てが増えている。 昨年度末から、綱紀調査委員全員が事案に対応中であるので、現状の委員数を維持し事案に対し速やかに対応していく。

(2) 非司法書士問題への対応

法務局からの調査委嘱に対しては、支部と協力して対応していく。 非司行為に関しては、非司排除委員会を活用しながら厳正に対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

紛議調停制度を説明して、苦情処理の窓口としてその利用を促す。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

関連諸団体とともに相互の維持発展に努める。

鹿児島専門士業団体協議会主催による無料相談会は、順調に定例化が図られており、本会としては引き続き相談員の派遣を行う。

また,一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会,日本司法支援センター鹿児島事務所,株式会社司調センターへの人員派遣を継続し、関係強化に努める。

(5) 執務のIT化への対応

電子メールの利用を主体とした情報伝達体制の強化と、リニューアルしたホームページを利用した情報の蓄積及び活用をめざして各事業部と協力する。

(6) 会則等改正の検討

市民からの苦情処理に関する規程に関する検討を続ける。また、日本司法書士会連合会の会 費減免に関する規程等の見直しの動向を注視しつつ、当会の規程に関しても改正への検討を行 う。

(7) その他

全員参加制による総会の円滑な運営の準備を行う。 業務賠償保険の任意部分の加入を引き続き薦める。 会員名簿を発行する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検 討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催 時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成28年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

(3) その他

監査報告をうけ、会費値上げの要否を検討する。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律 実務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を 行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会(法案成立後に活動予定)
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会
- 第6部会 財産管理業務研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。こうした組織強化並びに会員、関係団体に対するリーフレットなどを利用した周知活動及び無料キャンペーンの実施などの広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また,調停実施者養成研修会の受講を推進し,調停実施者の養成及び養成研修の講師育成の 充実を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。 また、鹿児島簡易裁判所との協議会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、活動規模・活動方法・講師養成についても検討し、円滑な法律教室の開催ができる体制を構築していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

① 司調センター(鹿児島市)における固定相談会 毎月第3土曜日 午後1時~午後4時(面談) 毎週月・水曜日 午後1時~午後4時(電話)

- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営 志布志市役所と共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。
 - イ)志布志市役所 本所本館 毎月第1火曜日 午後1時~午後3時
 - 口) 志布志市役所 志布志支所 毎月第3火曜日 午後1時~午後3時
- ③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために数回実施する。

④ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦 鹿児島県専門士業団体協議会の相談会多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会 鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等の実施 する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営 毎週月・木曜日 午前10時~午後3時(面談) 7月より 毎週月曜日 午後1時~午後4時(面談)
- ② 定例相談会(日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会) 甑島での定例相談会を毎月1回定期的に行う。 毎月第4土曜日 午前11時~午後3時 偶数月 里支所 奇数月 長浜コミュニティーセンター
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加
- (3) 日本司法支援センター(法テラス)への参画・他機関との情報交換
 - ① 法テラス鹿児島地方事務所の運営に参画する。(窓口対応専門職員の派遣) 毎週水曜日 午前9時30分~午後3時30分
 - ② 消費生活センターとの情報交換会 消費者保護のために鹿児島県消費生活センター,鹿児島市消費生活センターと情報交換を 行い,相互に連携し協力体制を築く。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士の業務及び当会の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

リニューアルしたホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等イベントのタイムリーな情報提供を行う。また、会員専用ページ内の通達等のデータベース及びソフト・書式等コンテンツを一層充実させ、業務相談室の活用により会員専用ページの利用促進を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会 及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、日頃の司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや当会事業への取材依頼を行っていく。

そのほか、各種団体からの講師派遣依頼にも、積極的に対応する。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。また、派遣講師の選定においては各支部の協力を得ているが、選定が困難な場合に積極的に支援していく。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座での講義を通して、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 全体研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会

② 業務研修会

業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

③ 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

④ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

⑤ 入会5年以内会員向け研修会

新規入会者を対象に、実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

⑥ 新人研修会

新規登録(予定)者に、司法書士会の制度や社会人としてのルールを習得し、司法書士制度 の維持に寄与することを目的とする研修会

⑦ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に,新規登録予定者を対象に実務を習得させること を目的とする研修(受講者は新規登録予定者の内,希望者のみ)

⑧ 補助者研修会

司法書士を支える補助者の職責や実務上の知識、執務姿勢の習得を目的とする研修会

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。 ゆとりある研修会場の確保のために、会場情報の集約や準備手順のマニュアル化を検討する。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連,九州ブロック会及び他の単位会等が主催する研修会に関する情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連eラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

履修単位の管理を行い、単位不足者に対する通知等で啓発を行う。

その他, 研修参加の促進を図る対策を検討する。

研修会名	平成28年度予定	平成27年度実績		
全体研修会	2 回	2回		
業務研修会	3 旦	3 回		
年次制研修会	3回 (大島支部開催あり)	2回 (大島支部開催なし)		
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック		
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回		
補助者研修会	※1回	0 回		
新人研修会	1旦	1 回		
配属研修	未定	8名		

[※] 補助者研修会は、隔年で実施する。

平成28年度研修会予定

研修会名	開催予定日		
第1回全体研修会	平成28年 7月16日(土)		
第1回業務研修会	平成28年 9月 3日(土)		
第2回全体研修会	平成28年10月15日(土)		
入会5年以内会員向け研修会	平成29年 1月 予定		
第2回業務研修会	平成29年 2月 予定		
第3回業務研修会	平成29年 3月 予定		
補助者研修会	平成29年 3月 予定		
年次制研修会(年3回)	日程未定		

[※] 具体的なテーマ,講師については未定である。

~支部からの報告~

- 鹿児島支部総会報告-

鹿児島支部長 田 中 和 俊

平成27年度も, 鹿児島支部では実務に即したさまざまな分野の支部研修会や, 先輩司法書士と語る会, 新合格者と語る会等を通じて, 会員の執務に関するサポートの充実を図って参りました。また, 鹿児島市役所様との意見交換会も初めて開催させていただき, 登記相談や市民課での戸籍住民票等の職務上請求の現状報告, お互いの要望等も



確認することができました。また税理士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会の各鹿児島支部とも連携し、協議会やボウリング大会を開催致しました。

今年度は事業計画の中で、裁判実務や、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」への呼称変更を含めた農業分野での要件の緩和等、スキルアップが必要となってきている分野を中心に研修会の充実を図り、会員への情報提供に努めて参ります。また、例年から取り組んでいる新合格者と語る会及び先輩司法書士と語る会の更なる充実をもって、入会歴の浅い会員の支援も行っていきたいと考えております。

また、鹿児島県司法書士会本会、司法書士会の他の支部、リーガルサポート、政治連盟、公嘱協会、青年会とも協力しながら様々な問題に対応していきたいと考えております。最後に、皆様へ鹿児島支部のこの一年間の活動へのご協力をお願いいたしまして、支部長としてのご挨拶とさせていただきます。一年間よろしくお願い致します。

平成28年度鹿児島支部定時総会議事録

日 時 平成28年5月7日(土) 14時00分

場 所 ホテルパレスイン鹿児島

総会構成員総数 144名

出席構成員数 134名(但し委任状出席86名を含む)

1 議長選出

立候補者なし。司会者一任により、内田雅之会員に指名があった。

2 議事

議事録作成者及び議事録署名者は議長に一任され、議事録作成者として原田裕介会員、中間智

美会員,議事録署名者として児玉邦宏会員,加藤久佳会員が指名された。 出席者の確認

支部会員144名中出席者48名,委任状出席者86名,合計134名出席。本会が有効に成立したとの 宣言があった。

会期及び議事日程が次のとおり決定された。

日程第1 報告第1号 平成27年度事業報告の件

日程第2 議案第1号 平成27年度一般会計収支決算承認の件

議案第2号 平成27年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件

日程第3 議案第3号 平成28年度事業計画決定の件

議案第4号 平成28年度一般会計収支予算決定の件

議案第5号 平成28年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件

日程第4 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部規則一部改正の件

日程第5 議案第7号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員顕彰規程一部改正の件

会 期 14時00分から16時30分まで

(日程第1)

1 報告第1号

執行部より、別紙資料に基づき平成27年度事業報告がなされた。議長は報告第1号について質 疑を諮った。(詳細は省略)

(日程第2)

1 議案第1号

執行部より、別紙資料に基づき、平成27年度一般会計収支決算報告がなされた。

2 議案第2号

執行部より、別紙資料に基づき、平成27年度役員顕彰積立特別会計収支決算報告がなされた。

3 監査報告

続いて、監事より、監査の結果、上記決算書の通り相違ないことを確認した旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号及び第2号に基づき、一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

(日程第3)

1 議案第3号

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度事業計画につき説明がなされた。



2 議案第4号

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度一般会計収支予算につき説明がなされた。

3 議案第5号

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度役員顕彰積立特別会計収支予算につき説明がなされた。

議長は、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき、一括して質疑を諮った。 (詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第3号、議案第4号及び議案第5号について、採択を諮ったところ、 賛成多数で承認可決された。

(日程第4)

1 議案第6号

執行部より、別紙資料に基づき鹿児島県司法書士会鹿児島支部規則を一部改正することについての説明がなされた。

議長は、議案第6号につき、質疑を諮った。

質疑なし

議長は、議案第6号について、採択を諮ったところ、賛成多数で承認可決された。

(日程第5)

1 議案第7号

執行部より,別紙資料に基づき鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員顕彰規程を一部改正することについての説明がなされた。

議長は、議案第7号につき、質疑を諮った。

質疑なし

議長は、議案第7号について、採択を諮ったところ、賛成多数で承認可決された。

以上をもって平成28年度鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会が終了した。

上記の議案の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に記名 押印する。

平成28年5月7日

鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会

議 長 内田雅之

議事録署名者 児 玉 邦 宏

議事録署名者 加藤久佳









-南薩支部総会報告-

南薩支部長 鶴 留 正 信

南薩支部では、平成28年4月28日(木)枕崎市味処一福にて、午後4時から午後5時30分まで支部定時総会が開催された。すべての議案は賛成多数により承認可決された。これに先立ち同所にて午後2時から3時50分まで「マイナンバー」について研修を実施した。また支部総会後同所にて懇親会を盛大に行った。

支部総会の詳細は、別紙白澤敦行会員作成の議事録の通りである。参照いただきたい。

平成28年度鹿児島県司法書士会南薩支部定時総会議事録

- 1. 開催日時 平成28年4月28日 (木) 午後4時から午後5時30分まで
- 1. 開催場所 味処一福(枕崎市東本町8)
- 1. 総会構成員 30名
- 1. 出 席 数 27名

内訳 本人出席 25名 委任状出席 2名

内田幸作副支部長より開会宣言があり、物故者黙祷の後、鶴留正信支部長が開会の挨拶を行った。

また、来賓の田畑正明鹿児島県司法書士会副会長及び梅垣晃一全国青年司法書士協議会会長より挨拶が行われた後、出席していた新入会員の紹介及び挨拶が行われた。

議事

上記のとおり出席があり、内田幸作副支部長が司会者となった。司会者から、支部規則第22条により議長を選出する必要がある旨の説明があったが、立候補者がいなかったので、鶴留正信支部長から福元悦人会員を議長に推薦したい旨の提案があり、議場はこれを承認した。

議長は、挨拶の後、会期については午後5時30分までである旨を確認し、支部規則第23条による議事録作成者として白澤敦行会員、議事録署名者として小湊俊二会員及び島田靖幸会員を指名した後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は適法に成立している旨を宣言した。

報告第1号 平成27年度業務経過報告の件

議長は、執行部に報告第1号について報告を求めた。

鶴留正信支部長から、平成27年度業務経過について、総会資料に基づき詳細に報告がなされた。

議案第1号 平成27年度収入支出決算承認の件(監査報告)

議長は、執行部に議案第1号について説明を求めた。

福田晃己会計から、平成27年度収支決算書の期末処理に至る過程ついて、総会資料に基づき詳細に説明がなされた。

その後,議長は監事に監査報告を求めた。

末吉孝二監事は、平成28年4月8日午後4時30分南九州市知覧町さくら館において濱ノ園監事とともに監査した結果、出納帳に一部記載ミスはあったが、通帳及び決算書ともに適正に記載されており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨報告した。

続いて、議長は、本議案につき質疑を受け付ける旨述べた。

(詳細は省略)

続いて、議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議無く賛成した。よって、本議 案は承認可決された。

議案第2号 平成28年度事業計画決定の件

議長は、執行部に対し、議案第2号について説明を求めた。

鶴留正信支部長から、平成28年度事業計画について、総会資料に基づき詳細に説明がなされた。 その後、鶴留正信支部長から、平成28年度「法の日」無料相談の開催地について、南九州市知 覧町と南さつま市加世田としたい旨の提案があり、議場はこれを承認した。

続いて、議長は、本議案につき質疑を受け付ける旨述べた。(詳細は省略)

議長は、平成28年度事業計画に研修旅行を組み込むかについて、議場に意見を求めた後採決を 行ったところ、賛成多数によって、平成28年度事業計画に研修旅行を組み込むことが承認された。

議案第3号 平成28年度収入支出決算承認の件

議長は、執行部に対し、議案第3号について説明を求めた。

福田晃己会計から、平成28年度収支予算書(案)に基づき詳細に説明がなされた。また、議案第2号の結果に基づき、総会資料平成28年度収支予算書(案)を次のとおり修正する旨の説明が行われた。

平成28年度収支予算書(案)

支出の部

研修会 300,000円 \rightarrow (修正後) 100,000円 研修旅行 0円 \rightarrow (修正後) 200,000円

議長は、本議案について承認を求めたところ、賛成多数によって可決承認された。

議案第4号 支部規則改正の件

議長は、執行部に対し、議案第4号について説明を求めた。

鶴留正信支部長から、総会資料に基づき詳細に説明がなされた後、田畑正明鹿児島県司法書士 会副会長から、補足の説明が行われた。

続いて、議長は、本議案は鹿児島県司法書士会定時総会において、代議員制から全員総会への会則改正の決議が承認されることが条件となっている為、まず鹿児島県司法書士会定時総会を全員総会とすることについて、質疑を受け付ける旨述べた。(詳細は省略)

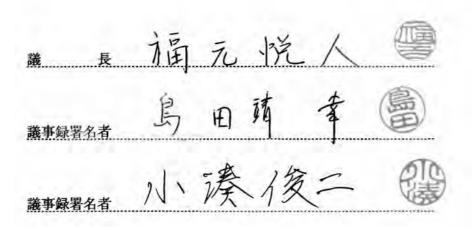
その後、議長は、本議案について承認を求めたところ、賛成多数によって可決承認された。

以上をもって本定時総会の議事日程は全て終了したので、議長は、午後5時30分閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者が、署名押印する。

平成28年4月28日

鹿児島県司法書士会南薩支部 定時総会



-川内支部総会報告-

川内支部長 下 池 明

平成28年度の川内支部定時総会と会員の活動について 報告します。

平成28年度川内支部定時総会は、平成28年4月22日 (金)午後5時から薩摩川内市の「川内ホテル」において開催されました。

定刻,開会宣言の後,支部長があいさつと会務報告を 行いました。



次いで、来賓として出席していただいた鹿児島県司法書士会田畑副会長(上前田会長の代理) からごあいさつと司法書士を取り巻く最近の諸情勢等についてお話を頂きました。

その後,会員動向報告,議長選出を行い,議長のあいさつ及び議事録署名者の指名がなされ, 議事に入りました。

第1号議案,平成27年度事業報告並びに収支決算報告及び監査報告・同承認を求める件,第2号議案,平成28年度事業計画案並びに収支予算案審議・承認の件,第3号議案,鹿児島県司法書士会川内支部規則の一部改正の件についての3議案が提案されました。

第3号議案の支部規則の一部改正の件については、質疑等もありましたが、特に問題もなく、 審議の結果、いずれも原案どおり承認されました。

昨年の総会で支部長を引き受けたものの,特別報告できるような事業を行うこともなかったので,会員の活動状況について報告したいと思います。

支部会員は、現在23名ですが、その半数の12名が薩摩川内市内において開業しています。

薩摩川内市では,薩摩川内市無料法律相談(毎月第4金曜日)と薩摩川内市心配ごと相談(毎月第2金曜日)が年各12回開催されており,その相談会への出席について行政から依頼があり,12名の会員が交代で相談会に出席していただいています。

また,薩摩川内市困窮者自立支援協議会(年2回)への出席,薩摩川内市空家対策協議会委員の推薦依頼,自殺予防キャンペーンチラシ配布への参加等の要請があります。



当支部としては、相談会等を通じて、司法書士が市 民にとって、より身近な法律家であることをアピール するためにも、行政の要請に真摯に応えるべきと考え て活動しています。

他の支部においても、同様のことを実践されている と思いますが、私たち司法書士が、市民に頼られ、市 民の身近な存在として益々認識されることを願って、 簡単ですが報告に代えたいと思います。

- 出水支部総会報告-

出水支部長 上 屋泰 弘

当支部の定時総会を下記のとおり開催し、来賓として上前田会長の祝辞をいただき、中牟禮格会員を議長に選出し、下記議案の審議をし、いずれも原案どおり可決承認されました。

開催日時:平成28年5月13日午後6時30分より

開催場所:出水市内 ホテルキング 会議室



第2号議案 平成27年度決算承認の件(監査報告)

第3号議案 平成28年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成28年度予算案承認の件

第5号議案 支部規則一部改正の件



- *本総会で承認された当支部の平成28年度の事業計画は、下記のとおりです。
- 1. 支部研修会を開催することにより、司法書士としての資質の向上と会員相互の親睦を図る。
- 2.「法の日法律相談」等の事業を通して、広報活動を行う。
- 3. 各種団体主催の法律相談会や講演会等へ相談員や講師を派遣し、司法書士として地域社会へ貢献する。
- 4. 職域の確保と広報活動を目的として、会員名簿・司法書士業務紹介の広告を作成し配布する。 (――法の日10月1日の前に新聞折込チラシをおこなう。――)

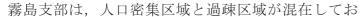


-霧島支部総会報告-

霧島支部長 松 薗 圭

霧島支部は、現在会員数40名 (霧島市19名, 姶良市16名, 伊佐市4名, 湧水町1名) と, 鹿児島支部に次いで会員数の多い支部です。

霧島支部は、鹿児島地方法務局霧島支局管内である 霧島市・姶良市・伊佐市・湧水町の司法書士会員で構成され、司法書士1人あたり人口は約6000人(鹿児島 支部約4600人)となっています。





り,弁護士数は増加しているものの,特に過疎区域における身近な法律相談窓口として,司法書 士は重要な役割を担っています。

支部としての活動も,市民に寄り添う法律家として,無料相談会の開催や研修の実施などの事業に努めています。以下,定時総会概要につきご紹介します。

【定時総会開催の概要】

- 1. 日 時 平成28年4月22日(金)16時から17時40分
- 2. 場 所 霧島市総合福祉センター
- 3. 総会員数 38名
- 4. 出席者 38名 (有効委任状10名を含む)

【平成27年度会務報告】

(平成27年)

- 4月11日 姶良市無料相談会(第1回)へ相談員派遣
- 4月24日 霧島支部定時総会(ホテル京セラ)
- 5月15日 裁判所加治木支部と勉強会(11名出席)
- 5月23日 鹿児島県司法書士会定時総会(ホテル・レクストン鹿児島)
- 5月24日 政治連盟定期大会・リーガルサポート鹿児島支部定時総会
- 7月11日 姶良市無料相談会(第2回)へ相談員派遣
- 7月31日 姶良・伊佐地域自殺対策連絡会へ出席
- 8月8日 第1回支部相談会(牧園高千穂地区公民館)
- 9月5日 政治連盟 総務会 (司調センター)
- 9月5日 第1回支部長会(司調センター)
- 10月3日 法の日相談会 相談件数48件 (司法書士35件)

霧島市国分公民館 24件(司13件)

姶良市公民館 10件(司10件)

大口ふれあいセンター 14件(司12件)

- 10月22日 非司事件調查へ調查員派遣
- 11月28日 ブロック別研修会(国分総合福祉センター)
- 11月28日 支部忘年会(塚田農場)15名出席
- 12月12日 第2回支部相談会(霧島公民館)

(平成28年)

- 1月9日 姶良市無料相談会(第3回)へ相談員派遣(神崎)
- 1月16日 支部研修会(姶良市姶良公民館)25名出席(支部22名)
- 2月1日~ 高校生のための消費者教育教室への講師派遣
- 3月19日 第3回支部相談会 (湧水町栗野中央公民館)
- 3月25日 支部理事会(1回目)
- 4月13日 会計監査

【平成28年度事業計画】

- 1. 支部研修会の開催(年2回) 定時総会時及び中間時期
- 2. 支部相談会の開催(年3回)8月・12月・3月(場所は今後検討)
- 3. 姶良市無料相談会への協力(年3回)4月・7月・12月(姶良市公民館)
- 4. 法の日相談会の開催
- 5.「全国一斉!法務局休日相談所」への協力
- 6. 非司事件調査への協力
- 7. 法務局霧島支局と連絡会の開催
- 8. 裁判所加治木支部と勉強会の開催
- 9. ブロック別研修会の開催
- 10. 支部忘年会の開催
- 11. 高校生のための消費者教育教室への講師派遣
- 12. 姶良・伊佐地域自殺対策ネットワーク会議への参加



【役員の紹介】

支部長(1名) 松薗圭

副支部長兼会計(1名) 福田英人

支部理事(6名) 坂元一之,斎藤章,益﨑広樹,重野巨樹,福永新作,小池信一

県会代議員(8名) 福田英人, 坂元一之, 斎藤章, 重野巨樹, 福永新作, 小池信一,

山田優作, 神﨑正泰

県会予備代議員(2名) 第1 朝長正俊 第2 愛甲重文

監事(2名) 竹下静雄,鎌田一典

予備監事(1名) 稲留隆

県会総会役員選考委員(1名) 福田英人

文書取扱者(1名) 福永新作

以上

-大隅支部総会報告-

大隅支部長 本 庄 宏

あっという間に一年が過ぎ、支部長の任期も残り1年 となりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、平成28年度大隅支部総会は、平成28年4月27日、 志布志市の大黒本店にて開催されました。総会の議事は 下記のとおりです。

また,5月には新たな会員を迎えることとなりましたので,昨年度同様に皆様のお力を借りながら,より一層会員同士の交流を深めつつ,支部事業を円滑に遂行できればと存じます。



平成28年度 鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会議事録

- 開催日時 平成28年4月27日(水) 午後5時10分から午後6時00分
- 2. 開催場所 志布志市志布志町志布志 3 丁目14-1 志布志大黒 本店会議室
- 3. 会員総数 15名
- 4. 出席者数 15名 (委任状出席者4名)
- 5. 議事の経過概要

定刻に至り、司会者である中屋久志副支部長は開会を宣言し、本庄宏支部長の挨拶が行われた。 議案の審議に先立ち、来賓として出席された鹿児島県司法書士会上前田和英会長からのご祝辞 を賜った。

司会者は、本日の出席会員数が大隅支部規則第25条より本総会の決議に必要な定足数を充たしている旨を述べ、同規則第28条の規定に基づき議長に本庄宏支部長が選出された。

その後,議長は,大隅支部規則第29条に基づく議事録署名者として田代啓太会員及び新丸和博会員を,議事録作成者として中屋久志会員を指名し議案の審議に入った。

第1号議案・第2号議案「平成27年度事業経過報告の件・平成27年度収支決算承認の件」について

議長より、平成27年度事業報告及び会計担当の理事である田中英修会員より平成27年度収支決算について報告がなされた後、監事である桂たえ子会員より適正に処理がなされている旨の報告があり両議案の質疑に移り、第1号議案、第2号議案ともに満場一致で承認可決した。

第3号議案・第4号議案「平成28年度事業計画案承認の件・平成28年度収支予算案承認の件 議長より、平成28年度の事業計画案が示された。次いで田中英修会計理事より、平成28年度収 支予算案の詳細な説明がなされた後、議長が本議案の質疑を議場に諮り、本議案の賛否を議場に 諮ったところ、満場一致で承認可決した。

第5号議案 支部規則改正の件

議長より、鹿児島県司法書士会総会の代議員制を見直し全員総会へ移行するための会則等の改正作業に伴い、鹿児島県司法書士会支部規則基準の一部が改正されたため、会則改正の認可を条件とする支部規則の一部改正を行う必要がある旨の詳細な説明がなされた後、議長が本議案の質疑を議場に諮り、本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致で承認可決した。

第6号議案 その他

議長より、その他について議場に諮ったところ、会員より、今後、全員総会になった場合の総会出席者への旅費等については、支部において補助すべきかどうかの質問がなされ、それについては次期役員会で検討し、次年度総会において決議したらどうかとの提案があり、満場一致をもって承認された。

以上をもって議案のすべてを終了したので、午後6時00分に中屋久志副支部長は閉会を宣言した。

以上の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、次に署名する。

平成28年4月27日

鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会

議 長 本 庄 宏

議事録署名者 田代啓太

議事録署名者 新丸和博





- 鹿屋支部総会報告-

鹿屋支部長 枝 元 富 隆

平成28年度鹿屋支部総会は、以下の通り開催しました。 総会終了後に、DVD研修を行い、その後懇親会を催しました。

平成28年度 鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会議事録

開催日時 平成28年4月28日(木)午後2時30分から

開催場所 かのや大黒グランドホテル (鹿屋市共栄町12番3号)

会員総数 22名

出席会員数 17名 (出席者 15名・委任状 2名)



上記のとおり出席があり、野元政行副支部長が開会を 宣した。

来賓を紹介し、枝元富隆支部長の挨拶のあと、鹿児島 地方法務局鹿屋支局 白石隆志支局長及び同 梶ヶ山浩 行統括登記官並びに鹿児島県司法書士会 喜山修三副会 長より来賓祝辞を賜った。

支部規則第28条の規定により、議長の選出に入り、議場は満場一致をもって、原田猛会員を議長に選出した。

議長は、挨拶のあと、本日の出席状況を枝元富隆支部長に説明を求め、総会が有効に成立したことを確認した。

次に、議長は、永野博己会員と安藤英人会員を本総会の議事録署名者に指名し、直ちに議事に入った。

報告第1号 平成27年度事業報告

議長は、執行部に対し平成27年度の事業報告を求めたところ、枝元富隆支部長から、別紙「平成27年度事業報告」に基づき、詳細な報告がされた。

議案第1号 平成27年度収入支出決算承認の件 (監査報告)

議長は、執行部に対し平成27年度収支決算書について報告を求めた。枝元富隆支部長が会計担 当理事に代わり別紙「平成27年度収支決算書」に基づき、詳細な報告がされた。

引き続き、議長は、監事に監査報告を求めたところ、中島治彦監事は、平成28年4月12日に中 迫文範監事とともに会計監査を行った結果、適正に処理されていると認められる旨の報告があっ た。 議長は、報告第1号及び議案第1号の質疑応答に入った。慶弔費の封筒代は予備費に入れるべきとの指摘があった。執行部はその旨処理すると回答した。ほかに質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第1号平成27年度収入支出決算承認の件について承認を求めたところ、全員異議な



く賛成した。よって、本議案は原案どおり可決承認された旨宣言した。

議案第2号 平成28年度事業計画(案) 決定の件

議長は、執行部に対し、議案第2号の提案理由の説明を求めた。

枝元富隆支部長から、別紙「平成28年度事業計画(案)」に基づき、詳細な報告がされた。

議案第3号 平成28年度収入支出予算(案) 決定の件

議長は、執行部に対し、議案第3号の提案理由の説明を求めた。枝元富隆支部長が会計担当理事に代わり別紙「平成28年度収支予算(案)」に基づき、詳細な報告がされ、その承認を提案した。議長は、議案第2号及び第3号の質疑応答に入った。質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第2号平成28年度事業計画決定の件について承認を求めたところ、全員異議なく 賛成した。さらに議長は、議案第3号平成28年度収支予算決定の件について承認を求めたところ、 全員異議なく賛成した。よって、議案第2号及び議案第3号は原案どおり可決承認された旨宣言 した。

議案第4号 鹿児島県司法書士会支部規則基準改正の件

議長は、執行部に対し議案第4号の提案理由の説明を求めた。枝元富隆支部長は鹿屋支部の支部規則の改正を、資料に基づき詳細に説明した。鹿児島県司法書士会の総会を、代議員制から全員出席総会へ変更するのに伴い、第4号議案の対照表のとおり代議員の項目等を削除するものであり、平成28年5月28日の県の総会決議に基づく改正鹿児島県司法書士会会則認可の日から施行するとの説明がなされた。

議長は、議案第4号の質疑応答に入った。質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第4号について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。

議長は以上をもって本定時総会のすべての日程が終了した旨を宣言し、退席した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に署名押印する。

平成28年4月28日

鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会

任期あと1年,支部役員全員協力して,支部の事業運営に,努めてまいります。 今年度もよろしくお願い致します。









-熊毛支部総会報告-

熊毛支部長 牧 佐嘉英

本年度の定時総会は、平成28年4月23日(土)、屋久島の「シーサイドホテル屋久島」において開催されました。

昨年は、支部長に選任された途端、大人しかった口之永良部島の新岳が噴火し、全島避難という事態に陥ったことは皆さんご承知のとおりです。

私自身も、何となく先行き不安を感じた激動の船出でしたが、12月には一部住民が帰島し、つい先日噴火レベルも噴火前のレベルにまで下がり、ほっと胸を撫で下ろし、個人的にも大過なく1年を送れたのではないかと自己評価しているところです。

ところで、総会は、私の挨拶、来賓として御出席いただいた県会上前田会長にご祝辞をいただいた後、酒井英昭会員を議長に選出して、下記議案を審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

なお、総会に引き続く恒例の研修会は、午後3時20分から午後5時30分まで、中久保正晃日本司法書士会連合会司法書士執務調査室執務部会長による、「司法書士の戸籍請求の注意点」について講義していただきました。できたてホヤホヤの本会配布の「司法書士のための戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求の手引き(「第2版」)」を使って丁寧に説明していただきました。どこの支部よりも早く、編集に携わった講師から直接講義を受け、質問も活発で、大変有意義な研修でした。

記

報 告 平成27年度事業経過報告

平成27年度の各種事業について、支部長より詳細に報告がなされた。

議案第1号 平成27年度決算承認の件(監査報告)

砂坂会計理事欠席のため、松木副支部長が決算書に基づいて説明し、鮫島監事から監査報告がなされ、全員異議なく承認された。

議案第2号 平成28年度事業計画(案)の件

(1) 研修会活動

県会主催研修会への積極的参加については、各人の努力次第であり、積極的 に参加する。

また、支部研修会の開催については、逐次、各会員の遺言、定款認証等の 手持事件を調査した上、その結果に応じて公証人による講義を独自研修会の テーマとするかどうか、今後も引き続き検討することとされた。

(2) 公益的活動等

法の日の無料法律相談所の開設は、本年度は10月1日に南種子町において 開催、高校生のための消費者教育教室等への講師の派遣、種子島地区自殺対 策連絡調整会議の出席等、司法書士として地域社会貢献活動に積極的に参加 する。

なお、自殺対策連絡調整会議の出席については、鹿児島県の出先機関を通じて、屋久島地区での会議設置の有無、設置されていれば入会して積極的に協力することとされた。

議案第3号 平成28度予算承認の件

松木副支部長が予算書に基づいて説明し、全員異議なく承認された。

議案第4号 支部規則一部改正(案)承認の件

支部長が、県会から支部規則の一部改正の要請がされていることから改正案を作成した旨の説明をした後、本会総会決議に基づく施行日等の附則があることから、 全員異議なく承認した。

県会総会において、全員総会に移行することが決定しました。県会執行部及び会員各位のご理解・ご協力の下に旅費の一部助成もいただくことになりました。個人的な意見ですが、当支部においては、代議員に変えて、仮称「総会派遣会員」を選出して、これまで同様に総会に臨まなければならないと思っております。会員全員に総会の雰囲気を味わってほしいこと、そのためには一部の会員に偏ることのないように輪番制にするか等、新たな課題もありますので、来年の支部総会では活発な意見が繰り広げられることでしょう。

-大島支部総会報告-

大島支部長 木 村 昭一郎

平成28年4月23日土曜日, 奄美サンプラザホテルにおいて, 平成28年度大島支部定時総会が開催されました。

定時総会の詳細につきましては、下記「平成28年度鹿児島県司法書士会大島支部定時総会議事録」記載のとおりです。

平成28年度鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会議事録

日 時: 平成28年4月23日(土) 午前10時00分

場 所:奄美サンプラザホテル11階会議室

会員総数:17名

出席会員数:15名(本人出席13名 委任状出席2名)



- 2. 物故者黙祷
- 3. 木村支部長挨拶
- 4. 来賓として, 鹿児島県司法書士会会長挨拶を鹿児島県司法書士会副会長喜山修三氏が行った後, 議事に入っていく。
- 5. 田畑(剛)会員を議長に選出。
- 6. 議長が、平石会員を議事録作成者に指名。議事録署名者として、木村支部長、田畑(剛)議 長、平石会員を指名。

7. 議題

- (1) 平成27年度事業報告の件
 - *平成27年9月5日「支部長会」

繰越金が他支部に比して過大であるため、研修等の支部事業での有効活用をするようにと の指摘がなされた。

*平成27年10月3日「法の日無料法律相談会」

山下会員が、通告書にて旅費・宿泊費の内訳を求める。

内訳表が追加資料として提出される。

平石会員より、同じ奄美本島会員であるにもかかわらず旅費に差異が生じている理由について質疑。

里村副支部長が回答。当方が別件での来島と日程が重なったことで、そちらからも旅費が 支給されたため、(その分の支部負担が軽減され)旅費に差異が生じている。



*平成28年1月23日「拡大会則等檢討委員会」

平成29年度から代議員制が廃止される予定であり、それに伴う会則変更の検討。木村支部 長が出席。

(2) 平成27年度収支決算承認の件

柏村会計が報告し,前任監事の死去により永田会員が代行して監査報告をなし,その後, 全員異議なく承認可決された。

- (3) 平成28年度事業計画決定の件
 - 1. 「法の日無料法律相談会開催の件」

開催地は伊仙町とし,新聞への折込チラシ(伊仙町限定)による広報を行う,との内容で全員異議なく承認可決された。

2. 支部研修会実施の件

「ブロック別研修会」及び「支部定時総会」と同時に「空き家等対策」「職務上請求書の使用」をテーマとした研修を行うことの執行部の提案。

久保会員が「空き家等対策」の研修はやる意味がない、との反対意見を述べた。 執行部案が賛成多数で承認可決された。

3. 伊仙町登記相談会の件

年2回。日当5400円。新聞への折込チラシによる広報を行う。

平石会員が, 3か月に1回法務局が,派遣登記所を開催していることを確認後,登記相談会は法務局に任せ,それを含んだ法律相談にするように提案。

執行部案が賛成多数で承認可決された。

4. 新聞広告実施の件

法の日相談会にあわせて, 昨年度と同様の新聞広告をする。

沖島会員より,広告主体として「鹿児島県司法書士会大島支部」の名前を入れたらどうかとの提案がなされる。

木村支部長より、「鹿児島県司法書士会大島支部」との文言を加えた内容に変更した上で広告を行うことでの再提案。

平石会員より、本来非司対策は、法務局の業務であり、広告に法務局の名前を載せても らえるように頼みにいったらどうかの提案あり。頼みにいっても断られるだけだろうと いう意見もあり、採決をとったところ、執行部案が賛成多数で承認可決された。

5. 県会研修会出席の旅費の補助

県会主催の研修会出席の際の旅費を1万円補助するとの執行部提案。

山下会員より, 奄美大島本島で行われる「ブロック別研修会」へも対象を広げ, 補助金を2万円にしたらどうか, また, その旨を支部規則に定めるよう提案がなされた。

木村支部長より、補助金を2万円、対象を「ブロック別研修会」にまで広げる内容で再提案がなされ、全員異議なく承認可決された。

なお、支部規則の改正に関しては、次年度の定時総会において検討する。

6. その他

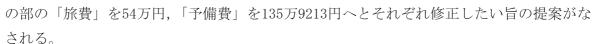
平石会員より200万円の繰越があり、それを少なくするよう県会から指示されているが、

今回の事業案で減らしていけるのだろうか と質疑あり。

柏村会計から平成28年度の予算は,前年度 繰越が202万8053円に対し,予備費は135万 9213円となり,その点は大丈夫だと回答あ り。

(4) 平成28年度収支予算決定の件

柏村会計より,旅費補助の増額に伴い,支出



平石会員より、平成27年度の旅費の決算額は、10万円で、28年度の予算額は、54万円。同様に研修費の決算額は13万1065円で予算額は30万円。あくまで予算だと思うが、実際に消化できるのか質疑があった。

柏村会計よりあくまで予算であるという回答があった。

その後承認の採決をとり、執行部案が全員異議なく承認可決された。

(5) 監事選任の件

監事死亡により新たに永田会員が監事に選任された。

(6) 文書配布者への手当支給の件

年間1万円支給されることについて、全員異議なく承認可決された。

- (7) 鹿児島県司法書士会大島支部規則一部改正(案)承認の件 代議員制廃止に伴う,支部規則一部改正は,全員異議なく承認可決された。
- (8) その他

代議員に対する要望など 特になし。

8 閉会宣言

以上で本日の議事を終了し、議長は閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名・押印する。

平成28年4月23日

鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会において

議長・議事録署名者 田畑剛俊

議事録署名者 木村昭一郎

議事録署名者 平石幾郎

~関連団体からの報告~



鹿児島県司法書士政治連盟活動報告及び活動計画

鹿児島県司法書士会政治連盟 会 長 **新 山 隆 志**

当会の平成27年度の活動報告並びに平成28年度活動計画の概略についてご報告致します。

平成27年度においては、連合会・日司政連の協力体制のもと、リーガルサポート関連の「成年 後見利用促進関係二法案」が成立しました。

当会は、他県会の政治連盟と違う部分は、県議会並びに市議会の顧問団との交流もあり、各関連団体の意見も行政の部分に反映する為活動を展開しているところであります。

政治連盟の活動は全国的には司法書士制度の発展・充実を目標とし、当県の顧問の先生が重要なポジションにおられる関係で各種会合に参加を積極的に幹事長並びに副会長等の協力頂いている所であります。

長年、当政治連盟の役員をされていた、東條副会長が任期半ばでありましたが諸般の事情により退任されることとなりましたが、活動を進めるうえで今回補選を行い新たな副会長を迎えることとなりました。東條副会長に対しては、本紙面を借り長年の重責を全うされた事を感謝するとともに、また、機会があれば会の活動に参加いただきたいと考えております。

政治連盟の活動は話す機会があるごとに申し上げております様に、直接的に目に入るような活動ではありませんが、常に制度の為、そしてその活動が会員の為になりそのことが一般市民の法的サービスの向上に繋がるようにと、願いながら執行部一丸となり活動してまいりますので、政治連盟の活動に会員各位のご支援・ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成27年度活動日誌

平成27年

- 4月 3日 桑鶴勉氏出陣式 (ごしょらん広場)
- 4月 9日 平成26年度会計監査(司調センター)
- 4月11日 日司政連定時大会(東京)
- 4月12日 県議会議員選挙
- 4月21日 第1回正·副会長, 幹事長会議
- 5月22日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟式典・懇親会(マリンパレスかごしま)
- 5月24日 第1回役員会(鹿児島中央ビルディング)
- 5月24日 平成27年度定期大会(鹿児島中央ビルディング)

- 6月 8日 保岡興治後援会「興友会」昼食懇談会(城山観光ホテル)
- 6月 8日 第2回役員会
- 6月13日 青年会40周年祝賀会(アーバンポートホテル鹿児島)
- 6月15日 上門市議への陳情
- 6月20日 自民党県連定期大会(自治会館)
- 7月 3日 司法書士会関連団体協議会(司調センター)
- 8月29日 公嘱司法書士協会通常総会懇親会 (パレスイン鹿児島)
- 9月 5日 第1回総務会(司調センター)
- 9月 7日 やすおか興治さんを支える一政経セミナー2015 (城山観光ホテル)
- 9月 8日 司法書士制度推進議員連盟総会(東京)
- 9月30日 自民党県連への「県予算及び主要事業に対する団体要望」提出
- 10月 7日 鹿児島県議会議員「顧問団」との協議会(レクストン鹿児島)
- 11月 7日 2015かごしま政経セミナー (サンロイヤルホテル)
- 11月16日 鹿児島市議会議員顧問との勉強会(レクストン鹿児島)
- 11月20日 桑栄会懇親会(ジェイドガーデンパレス)
- 12月 2日 うえかど秀彦市政報告会及び忘年懇親会(ジェイドガーデンパレス)
- 12月 4日 小森こうぶんと語る会(ジェイドガーデンパレス)
- 12月12日 かりや秀一市議会議長忘年会(サンロイヤルホテル)

平成28年

- 1月 4日 関連団体年始挨拶
- 1月14日 平成28年新年賀詞交歓会(東京)
- 2月 4日 第3回役員会
- 2月 8日 やすおか興治後援会「新春講演会」(サンロイヤルホテル)
- 2月11日 うえかど秀彦氏事務所開き
- 2月13日 日司政連九州ブロック協議会(長崎)
- 2月22日 うえかど秀彦励ます会(ジェイドガーデンパレス)
- 2月26日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟定時大会(建設センター)
- 3月10日 第4回役員会

活動報告·事業計画



一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会 理事長 **安田雅朗**

当法人は、6月30日をもちまして平成27年度を終了しました。平成27年度の活動報告と、平成28年度の事業計画をご説明します。

1 受託実績

平成27年度の受託実績は前年度を400万円程度上回92,200万円余9となりました。国については契約した事業所が1ヶ所のみとなり受託件数が減少しましたが、県から相続調査等の依頼があり、また、鹿児島市の受託に回復の兆しが見られたことなどに起因していると思われます。

2 活動報告

平成27年度の当法人の主な活動は下記のとおりです。

相談対応

例年どおり自治体の担当者に対し、定期的に無料相談の案内をしました。相談件数は以前 より少なくなってはいますが、これまで契約をしていなかった市町村から手続を依頼したい というお話も受けました。

② 関係機関への働きかけ

県議会議員や鹿児島市議会議員の顧問の先生方に現在の状況や問題点を説明し、公嘱協会の活用をお願いしてまいりました。そのことにより、県においては各地域振興局から少しずつ相続調査等の依頼を受けるようになりましたので、今後は、簡易裁判所での訴訟手続案件についても公嘱協会に依頼していただくよう要望いたしたところです。

また, 鹿児島市においては, 道路建設課・各建設事務所からの登記依頼が回復し, 相続調査 の依頼を受けたこと等から受託額が増加しました。

3 事業計画

平成28年度の主な事業計画は下記のとおりです。

① 発注機関への働きかけ

鹿児島県においては、県議会議員顧問とも連携を図った上で、各担当部署に対して当協会活用の推進依頼を継続する。また、困難事案を継続的に受託できる体制作りに努める。

鹿児島市においては、市議会議員顧問との密接な協力依頼態勢も継続した上で、困難事案等の掘りおこし推進を働きかける。

その他の自治体に対しては、当協会活用受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体

から相談も含めて受託できるような体制作りを目指す。

② 社員に対しての働きかけ

困難事案等についてチームを組んで受託できる体制の構築に努める。また、鹿児島地区以 外の社員の加入促進を図る。

③ 関連団体との連絡強調

政治連盟と連絡協調し、各自治体に対してアピール活動や要望を積極的に推し進める。ま た, 土地家屋調査士協会との協議会等を適宜実施し, 事務遂行上の連絡協調を図ることに努 める。

平成27年度受託額一覧表

邓注集则受針類

地区別受託額 (単位:円)

地区名	受 託 額
鹿児島	17, 254, 287
南薩	125, 430
川内	866, 215
出水	0
国 分	1, 748, 520
大隅	1, 720, 140
鹿屋	79, 581
熊毛	886, 545
大 島	130, 204
合 計	22, 810, 922

発注先区分別受託額

(単位:円)

区分	受 訊	新
玉	1, 234, 522	5. 4%
県	1, 001, 547	4.4%
市	19, 176, 242	84.1%
町村	1, 368, 685	6.0%
その他	29, 926	0.1%
合 計	22, 810, 922	100.0%

発圧先別受託額	(単位:円)
発 注 先 名	受 託 額
大隅河川国道事務所	1, 234, 522
鹿児島地域振興局	781, 531
大隅地域振興局	66, 808
大島支庁瀬戸内事務所	130, 204
県警本部	23, 004
鹿児島市	16, 231, 324
指宿市	49, 452
指宿市土地開発公社	23, 004
南九州市	41, 472
薩摩川内市	866, 215
伊佐市	1, 917, 410
垂水市	47, 365
大崎町	482, 140
中種子町	886, 545
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	29, 926
合 計	22, 810, 922



活動報告及び事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部 支部長 内 田 大 介

当支部の平成27年度の活動報告及び平成28年度の事業計画をご報告いたします。

まず、平成27年度の鹿児島家庭裁判所から当支部への後見人等推薦依頼件数は、前年度より約100件増加の240件にのぼり、過去最高の件数となりました。最高裁の全国統計によりますと、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、昨年度全体の7割を超え、その第三者のうち司法書士が選任された件数が最も多く、前年比で8.3%増の9442件となっており、専門職後見人として我々司法書士が果たすべき役割、機会はますます拡がりを見せつつあります。また、本年4月に国会で成年後見制度利用促進法が成立し、施行による利用の拡大等、今後成年後見制度への需要は増す一方と思われます。社会・市民の期待に応えられるよう、襟を正して真摯な姿勢で日々の業務・事業活動に取り組んでまいりたいと思います。

平成28年度は、前年度同様の事業を行う予定ですが、以下重点項目のみ説明させていただきます。

1. 研修事業

研修項目については、例年同様、倫理研修に力を入れていくとともに、近く施行される見込みの成年後見制度利用促進法に関する研修を企画します。未成年後見分野の研修に関しては、本部の動向に従って、柔軟に対応いたします。また、経験年数の浅い会員に対するフォローアップ研修の実施を検討します。

2. 社会貢献・制度広報事業

(1) 成年後見制度無料出張説明会・相談会

県内各地の地域包括支援センター、社会福祉協議会及び民生員協議会等を対象に実施し、 12件の申込みがありました。また、その他団体から研修講師派遣依頼が11件ありました。今 年度も前年度並みの実施を予定しています。

(2) 定期相談会

毎月第2土曜日の13時から16時まで、司調センターにおいて、鹿児島県司法書士会鹿児島 支部との共催により実施しています。相談件数76件のうち成年後見に関する相談が9件でした。

(3) 離島講演会・相談会

例年社会福祉士会と共催で開催しており、昨年度は龍郷町にて実施しました。参加者は14

名で、別途個別相談が2件ありました。

(4) 成年後見制度利用支援事業の発展に関する取組み

近年,市町村長申立件数が急増してきていることもあり,少額財産の方の後見事件が増えてきています。今後さらに受託を促進するためにも、後見報酬額の助成について本事業の普及・整備を急ぐ必要があります。昨年度も家裁及び市町村担当者を交えた協議が2度行われ、少しずつ前進している印象はある一方,市町村によって運用実態の差が依然としてありますので、各市町村に要望・働きかけを続けてまいります。

(5) 高齢者・障害者の権利擁護のための無料出張事業

地域包括支援センターや病院・施設等からの利用申込みを受けて、相談員を派遣していま す。昨年度実績は46件。そのうち4件は虐待が疑われる案件でした。

(6) 金融機関との成年後見制度取次サービス

金融機関窓口にて寄せられた成年後見制度に関する相談に対して、当支部所属会員を紹介・派遣するサービスを本年1月14日から開始しております。3ヶ月弱の期間で、7件の相談が寄せられました。

- (7) 金融機関職員向け成年後見制度研修会 昨年度実績は3件で出張講義を行いました。
- (8) その他広報活動

「法の日」の無料法律相談会の広告にあわせての案内文の掲載, リーフレット・ポスター 配布, 外部団体との交流及び協議会への参加, 執務サポートニュースの発行等。

3. 市民後見人養成事業

現在市町村含めた公共団体が取り組む後見事業のあり方として、『市民後見人養成』という 選択肢のほか、『地域社会福祉協議会による法人後見受託』という方策も検討されています。 これは、社協が行っている日常生活自立支援事業の延長上にあるもので、福祉的支援が必要な 方等に利用が見込まれています。いずれの事業にしましても当支部は研修講師派遣や事業実施 に向けての提言・支援を行うかたちで協力してまいりたいと思います。

4. 執務管理・執務サポート事業

近年会員の事件数が増加してきているため、報告の精査及び指導監督に大幅に時間を要することとなりました。また、本年6月より、LSシステムによる遂行報告の仕様が若干変更になりましたので、会員への周知を徹底するとともに、さらなる執務体制の充実を図ってまいります。

以上

鹿児島県青年司法書士会 活動報告・事業計画



鹿児島県青年司法書士会 会 長 田 中 喜 久

昨年度, 鹿児島県青年司法書士会が40周年を迎え, 40周年記念事業の開催や, 新たに養育費 1 1 0番事業を開始するなど, 多くの会員の方にご協力いただき, 充実した1年とすることができました。

平成28年度は、当会会員が全国青年司法書士協議会の会長に就任し、鹿児島のメンバーで事務局を担当することとなりました。これにより、全国の青年司法書士と触れ合う機会も増え、様々な情報が入ってくるようになりました。そこで、このつながりを活かし、信託など新しい業務についての勉強会や研修会を検討し、会員の業務のスキルアップ、会員相互の親睦を深めていきたいと考えています。

皆様におかれましては、青年会活動へのご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 活動報告

- (1) 各種相談会等の実施
 - ①生活保護110番
 - ②労働110番
 - ③養育費110番
 - ④児童養護施設における法律教室
 - ⑤ 更生保護施設における法律教室・相談会
 - ⑥路上生活者へのおにぎり配り・青空相談会
 - ⑦自殺対策に関する相談会「暮らしとこころの相談会」 共催: 鹿児島県精神保健福祉士協会・かごしま生活相談ネットワーク
- (2) 各種研修会等の実施
 - ①40周年記念講演(テーマ:司法書士としてハンセン病問題を考える)
 - ②生活保護110番事前研修
 - ③労働110番事前研修
 - ④養育費110番事前研修
- (3) その他活動
 - ①夏季レクリエーションの実施
 - ②他士業青年部との交流
 - ③忘年会, 懇親会

2 事業計画

(1) 各種相談会等の実施 例年の相談会等を引き続き実施する。

(2) 各種研修会等の実施

全青司の役員等を招き、信託等新しい業務に関する研修会の実施を検討している。また、 総会で意見のあった、女性に視点を当てた研修会等についても検討していきたい。

(3) その他活動

- ①夏季レクリエーションの実施
- ②他士業青年部との交流
- ③忘年会, 懇親会

【年間活動予定】

日程	事業	全青司事業
6月11日	定時総会	
6月12日		全青司熊本地震一斉相談会
7月10日	青空相談会	
7月12日	第1回役員会	
7月23~24日		代表者会議 (広島)
7月31日	更生保護施設法律教室	
8月7日	養育費110番	
8月14日	青空相談会	
8月27~28日		全国研修会(神奈川)
9月11日	青空相談会	
10月1~2日		九州ブロック定時総会(久留米)
10月9日	青空相談会	
10月22~23日		代表者会議(福岡)
1 1 月	労働110番(予定)	
11月	更生保護施設法律教室	
11月13日	青空相談会	
12月	忘年会	
12月11日	青空相談会	
1月	生活保護110番(予定)	
1月8日	青空相談会	
1月14~15日		代表者会議 (東京)
2月12日	青空相談会	
3月	児童養護施設法律教室	
3月4~5日		全国大会 (茨城)
3月12日	青空相談会	
4月	夏季レクリエーション	
4月	更生保護施設法律教室	
4月9日	青空相談会	
5月14日	青空相談会	
6月11日	青空相談会	



永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 中 迫 文 範

平成28年度の定時総会において、長年(40年)の司法書士業務に対し福岡法務局長表彰をいただき感謝申し上げます。これは法務局職員の方々のご指導と会員の皆様方のご協力のお陰様だと思っております。

私が大根占町(現在は錦江町)で開業したのは、昭和50年で25歳の時です。今は、亡き両親が 大変喜んでくれた事を思い出します。

役場近くの借地に小さな事務所を建てたが、仕事は全く分からずに4名の先輩司法書士と法務局大根占出張所職員の方々、さらには地域社会の皆様方のあたたかい御指導と助言に助けられ、和文タイプからワープロ、そしてパソコンをどうにかこうにか使い、これといってさしたる実績の無いまま、気づいてみれば40年の歳月が流れ、地元の司法書士は私のみになりました。小さな町ですので知り合いが多く、相談時間よりも昔話や世間話の多い時間を過ごすことがしばしばです。

仕事は不動産登記事務が主である古いタイプの司法書士でありますので、鹿児島県市町村高齢 化率2番の町では、人口の減少と共に仕事量は年々減少しており、いつ廃業の憂き目にあうか分 かりません。

以前は、法務局の統合により申請書の提出に往復1時間余りをかけて持参していましたが、今はオンライン化による郵送申請ができるため大変便利になりました。

最近は、ご先祖様名義の田畑等とお墓があるが、相続人全員が立派に成長され、県外での生活を確立なされている方が多く、田舎の田畑等には興味も無く、家族の誰もが相続する事を嫌がるため、どうしたら良いかとの相談が多く寄せられるようになりました。

良い案は浮かびませんが、このとげとげしい世の中を少しでも和やかな相談相手になれるよう 地域のために努力したいと思っています。

自分の子供達は離れて都会に暮らし、統計上は高齢者となった夫婦二人きりの田舎暮らしですが、たまにスカイプを利用して孫達との会話を楽しんでいます。

これからは体力増強に努め、法務局・同職の皆様方・県会の役員および職員の皆様方のご協力 を得ながら精進したいと思っていますので、今後ともご指導とご鞭撻のほど宜しくお願い申し上 げます。



永年勤続表彰を受章して -30年を振り返って-

鹿児島支部 安田雅朗

「良いこと、悪いこと、いろいろな事があったなぁ」というのが、素直な感想である。

大学を卒業するまでに5年かかり、鹿児島に来てから本腰を入れて勉強に専念し、やっと資格を取得していきなり開業。それまでアルバイトの経験はあるものの、職業人としての社会生活は未体験であった私にとっていきなりのスタートで、当初は仕事以前の問題で頭を悩ませることばかりであった。出身地が異なり(私は高校まで奄美大島の名瀬市に在住していた。)知人、縁者の少ない状況下での不安な船出であった。でも萎縮するような気持ちだけはなかったように思う。実務上の相談相手に優秀な同期生が多数存在したことも、私にとっては幸運であった。

特に亡き「成元司」。彼は身体的ハンディを負いながらも、司法書士が法律家として自負をもって行動すべき規範を示してくれた。道に迷った時、岐路にさしかかった時、進むべき方向を示してくれた。まさしく「司」というその名が示す通り「司法書士」になるべくして生を与えられた男であったと思う。

思い出深いのは「成」の生存中、全青司の鹿児島大会の企画の初日に、自分たちの思惑と異なる展開に批判を受けて涙したこと、あるいは成年後見制度発足に際しては、全国の多くの協議の場へ参加して、司法書士法の枠を越えた制度実現に積極的に関われたことなどである。

もちろん夜はそれぞれの地域の盛り場で、楽しい酒で過ごさせてもらったことも含めてではあるが・・・。

日常業務の中で、裁判所関係事案が多かったことも、私の業務に対する取り組み姿勢の骨格を 作る基盤となっていたことも、今では楽しい思い出である。

書類作成のみならず、当事者の黒子となって事実関係の調査、資料収集、法廷傍聴、訴訟維持、他士業からのたび重なる突き上げ等、満身創痍状態であった。その様な時いつも「成」に助けられていたものであった。

そのような中、簡裁代理権の是非が議論になっていた時、私を含め多くの人が簡裁に限定した 代理権よりも、むしろ地裁事案についても包括的に本人支援ができる補佐人(民訴60条)制度を 司法書士に開放して、利用拡大を図る方が現実的だと考えていました。

むしろ簡裁においてさえも代理権を取得できるとは夢想だにしていなかったのです。

その様な中で、成年後見制度における司法書士の活用から始まり、「夢」であった簡裁代理権 取得というまさしく司法書士が法律家へ一歩近づいた瞬間を体験できたことに大きな喜びを感じ ています。ことに鹿児島の地でリーガルサポートの誕生に深く関われたことは、この上ない良き 思い出となっています。 また、これまで30年の永きにわたり、事務所を維持して、ここまでこれたのは、周囲の友人に助けられたことや、妻をはじめ、優秀な補助者の存在なくしては、あり得なかったことだと考えています。私が30年の節目をむかえるにあたり、常に私を支え続けてくれた最後のひとりもまた、今般、新しい自身の道を歩み出します。これからの彼女の将来に感謝の意を込めて、幸多かれと願ってやみません。

私自身,次の世代へのバトンタッチをスムーズになせるように,これからの執務にあたり,後 進の人達にとって,あるいは社会にとって少しでも「一木一石」でありたいと考えています。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 里之園 順一郎

司法書士を開業して30年という事ですが、長いようであっという間の30年だったような気がします。

開業当初の頃のことが、昨日のことのように思い出されます。

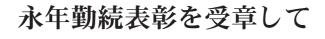
当初は仕事の依頼もあまりなく、訪問者は事務機器あるいは書籍販売等の営業マンでした。わずかの登記申請においても、経験不足の為、七夕がいっぱいつき、登記官の方から厳しい叱責を受けたような気がします。

私の周辺にはベテランの司法書士の先生方が多く、果たして司法書士としてやっていけるのか と思っておりましたが、3年目位から仕事の依頼も少しずつ増えてきました。

司法書士の業務範囲は多様化しており、私は30年間登記中心で行って来ましたが、その中で記憶に残る案件は、困難な登記手続きが裁判により完了し、依頼人の方に非常に感謝されたことでした。

私は、法律とは全く無縁の所からこの世界に入り込み、30年間仕事を続けてこられたのは、司 法書士会を始め、法務局の方々、それに先輩司法書士の先生方のご指導のおかげだと思っており ます。

最近は事務機器の進化、又法律の改正等で司法書士の周辺は、目まぐるしく変化してきておりますが、マイペースを守り間違いのない仕事を今後もやってゆきたいと思っております。





鹿児島支部 喜 山 修 三

紅顔の美少年だった私も、齢60歳を迎える年になりました。あり余っていた髪もすっかり姿を消し、今は慈悲深い髪だけが残っています。まさかこんな容姿になるとは。できればロマンスグレイの似合う素敵な中高年になりたかった。未来の10年は長いが、過ぎ去った30年はついこの間のことの様です。先般「永年勤続表彰」を受賞したので、この30年を振り返ってみたいと思います。

私が司法書士会に入会した30年前の業務は、不動産登記業務がそのほとんどを占め、その他は、商業登記、そしてごくわずかな件数として裁判所へ提出する書類の作成業務がありました。今から考えると30年前というと、バブル経済に向かう上昇期でありましたが、開業間もない私は、バブル経済とは縁のない静で清貧な生活を営んでおりました。

バブル経済が崩壊した数年後、平成9年頃からはクレジット・サラ金が大きな社会問題となり、 それに対応するために当時の若手司法書士は、破産問題に取り組みました。何しろ破産の申立書 を裁判所に提出しないと、執拗な取立てが止まらないので、大慌てで書類を作成しました。破産 する方も大変ですが司法書士にとりましても、事務処理が大変でした。簡裁代理権を取得した今 では、とても考えられないことです。

平成15年には、いわゆる認定司法書士の制度がスタートしたので、翌16年からは訴訟代理人として自ら法廷に立ったり、訴訟外で和解交渉をするなど、業務の幅が広がりました。いわゆる過払いブームのときは、ほんの少しですが、懐が潤いました。

成年後見制度がスタートした平成12年からは、「成年後見開始の申立書」を作成したり、あるいは自らが成年後見人に就任し、判断能力が減退した高齢者の権利擁護に積極的に関与して参りました。過ぎ去った思い出は全て美しい!。

平成18年5月1日には会社法が施行され、会社の設立が容易になると共に、会社の機関設計が 大きく変わりました。そのときは「会社法を2度勉強する」という気分でした。

このように司法書士の業務は大きな変遷を遂げてきており、現在の司法書士の業務は、不動産 登記、動産・債権譲渡登記、商業・法人登記、成年後見業務、簡裁における訴訟代理など30年前 にはとても予想できない範囲に及んでおります。

私も、法律が改正される度、あるいは新たな法律ができる度に、新たな知識の獲得に努めております。司法書士の仕事は、何年やっていても調べないと仕事が前に進みません。大学生の頃は、法律の本は試験前にしか読んだことがなく、授業も真面目に行った記憶がないのですが、今は必要とあれば法律書を読みますし、司法書士会主催の研修会にも出席します。大学に入学したとた

ん「お宅の息子さんは出席日数が足りませんよ」と学生課から通知された人間とは思えない変化です。人間は、20歳を過ぎてからでも変われるものですね。

過ぎ去った30年は、ついこの前の様であるが、10年先のことは全く予想ができません。でもこの仕事を続ける限り、依頼者の要請に応えるために、ネットや本と格闘しながら調べものをする姿勢は変わりません。これからも社会の変化に対応できるように、愚直に自己研鑽に努めてまいりたいと考えています。また、定年の挨拶ではありませんが「30年間を大過なく」、ということは結構大変なことだと、しみじみ思います。

最後になりましたが、永年勤続表彰を受章できたのも、妻の叱咤激励、事務員さんたちの支え、 そして周りの司法書士の皆様方の暖かいご指導ご鞭撻の賜物だと、心から感謝申し上げます。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 龍 野 光 男

この度,勤続30年により,平成28年度の鹿児島地方法務局長表彰及び日本司法書士会連合会長表彰を受賞しました。

県司法書士会長より、受賞通知を受けて、初めて、もう30年が過ぎたのかなあと実感した次第です。

30年間司法書士の業務を全うしたのみで、このような表彰を受けることは、身の引き締まる思いでいっぱいです。

司法書士会並びに会員の皆様方のお陰だと感謝している次第です。

ところで、当会広報部長から、[永年勤続表彰を受賞して] の題目で、原稿依頼がありました。何を書いてよいのやらさっぱり見当がつきません。

そこで、過去のことを、思いつくままに、書くことにしました。

司法書士を開業した当時は、登記申請書に印字する機器等もなく、殆んどの人達が手書きで、 僅かな人達がタイプライターにより書類を作成していました。

今みたいな,パソコン等もないので,筆数の多い申請書の作成は,容易ではなく,苦労したものでした。

明治32年に制定されて以来,100余年ぶりに,不動産登記法の大改正が,急激な情報社会の進展により,平成17年3月7日から施行され,これまでの登記申請手続を,書面主体から,インターネットを利用したオンライン申請との併用,従来の制度である「当事者出頭主義」から、管轄登

記所への出向がなくても、登記申請書の郵便提出が可能となり、便利になりました。

「登記済証制度の廃止」により、登記識別情報制度の導入、「保証書制度の廃止」により、事前通知制度、資格者代理人による本人確認情報提供制度の導入、「申請書副本制度の廃止」により、登記原因証明情報提供制度の導入、登記申請書のA4版横書きに統一するなど、登記実務に大きな影響があるようになりました。

このように、不動産登記法の大改正に加えて、平成18年5月1日会社法全般に多岐にわたる大 改正が行われたほか、商業登記法も大幅に改正され、登記実務の取扱いにも、大きな影響を与え ました。

今後,業務を続けて行くためには,常に法令や先例等の研さんに努め,時代遅れにならないよう積極的に研修に参加するなどして,勉強することが,必要な旨痛感した次第です。

現在は、仕事も殆んどありませんが、友人等の勧めもありますので、ボケ防止のためにも、暫 らくは、業務を続けて行こうと考えております。

また、80歳位までは、趣味として、学生時代の友人4~5名と、月1回程度、天文館に出向き、カラオケ等を楽しんでおりましたが、年齢を増す毎に、参加者も少なくなってきたので、最近は、カラオケもやめて、近くの谷山高齢者福祉センターの温泉(カラオケでなく、風呂桶)に出かけ、高齢者の人達と、談笑しながら、ストレス解消と、週に2時間程度、社交ダンスをするなどして健康保持に努めています。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 日 高 春 見

本年5月28日開催された平成28年度の鹿児島県司法書士会定時総会の式場において,鹿児島地 方法務局長および日本司法書士連合会長から30年永年勤続表彰を頂き心から感謝致しております。

鹿児島地方法務局長から「あなたは多年にわたり司法書士業務に精励され法務行政の円滑な運営に寄与され功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します」日本司法書士連合会長から「あなたは司法書士としてその業績に携わること30年間司法書士制度が求める崇高な使命を深く認識され日夜業務に精励し国民の権利の保護に寄与されその功績はまことに顕著であり全国会員の模範というべきであります。よって茲にその功績を表彰します。」の表彰状をいただきました。

我が国の司法書士制度は、明治5年(1872年)太政官無号で司法職務制度が定められ、その後

昭和10年(1935年)司法代書人が司法書士と名称が改正され、昭和42年(1967年)司法書士法が一部改正され、司法書士会および連合会に法人格が与えられました。以来実に144年がたちました。私は昭和61年に法務局を退職し、司法書士を開業いたしました。司法書士が国民の身近な法律家として認められ又鹿児島県司法書士会が今日あるのも先輩各位の地道な努力の積み重ねのお陰であり感謝いたします。

登記制度と司法書士会の制度は国民生活の繁栄と安定を担う制度として、必要な制度です。昭和30年頃の県下の登記所の数は51庁ありましたが、現在は統廃合により本局、5支局、5出張所の11庁となりました。一寸淋しいかぎりです。登記制度も一元化にはじまり、全国法務局がコンピュータ化・オンライン化になりました。

旧不動産登記時代には、出頭主義時代の原則でしたので、申請書1件でも必ず登記所の窓口に 申請を提出する方式でした。新法では、書面申請であれ、特例方式オンライン申請であれ、郵送 申請ができますので大変便利になりました。大助かりです。

ところで、私は今日まで何の功績もないまま30年経過し、この程永年勤続表彰を受けることに、 もったいなさを感じています。長い間、指導してくださった先輩、県会をはじめ、執行部の役員 方々及び会員の皆様に御礼を申しあげます。有り難うございました。

「山の日」に寄せて

川内支部 山 元 浩 吉

暗いトンネルを歩いていると、担いでいるリュックが急に重くなる。「あっ来たな」と思っても、決して振り返ってはならない。振り返ると自分も遭難してしまう。と上高地につながる昔の旧釜トンネルでは北アルプスでの遭難死亡者が「連れて帰ってくれ」と登山者にすがってくるから注意が必要だ。などという昔話を思い出しながら地縛霊も憑依できそうもない明るい10年ほど前にできた新釜トンネルをバスで通り、しばらくして上高地へ到着する。するとそこは新宿?銀座?と見まがうほどの観光客で混雑する河童橋である。絵はがきのままの見事な景色である。河童橋を数分も過ぎると段々観光客は少なくなる。そして私は今回も爽やかな緑の木立の中をまだ見えぬ山頂を目指して黙々と歩きだす。

グリースがはみ出ているところもあるし、座席のスプリングを直にお尻に感じる昭和初期の電車と思われる富山電鉄に揺られ、ケーブルカーに乗り換えて、さらに電気バスに乗り換えてどんどんどんどんだん標高を上げて3時間、やっと標高2,450m立山室堂である。山岳宗教の盛んな古くは徒歩しかなく、世俗からここまで徒歩で登って、爽やかな広い平原、それを囲む神々しい山々に囲まれたここは極楽浄土だったのだ。だから、如来だの大日だの浄土だのと宗教めいた地名がある。古くは女人禁制だったらしく、男装して何とか立山詣でを敢行しようとした女性もいたらしい。来るなといわれるとかえって行ってみたいのは人の常なのである。そして、私は今回はどんな山だろう、景色はどうだろう、期待に胸を膨らませ立山室堂からヒーヒーゼーゼー山の頂を目指す。

目指す山はいつも晴れているとは限らない、むしろ青空だったことが少ないくらいだ。泊まった山小屋で、「この天気では吹っ飛ばされるよ。」と忠告され頂上を目指せず数日かけたのに登れず帰ってきたこともある。一人朝3時に下りはじめ、熊に注意の看板を見て、大声で歌を歌いながら、棒で木立をたたきながら数時間、下りついた時には少しほっとしたこともあった。中には遭難、危険と心配する声もあるけれど、自分だけは大丈夫だという過信がなければできないとうそぶいて山登を続けている。

そして、山の日が制定された今年、その理由、意義とかはあまり考えず、「あっ休みが増えたんだ、どっちに休んだ方が山登りの連休とするには効率が良いか」と自分だけの満足と達成感を味わうために次はどこに行こうかと地図を眺める日々である。

単独行・山に育まれて

霧島支部 鎌田 一典

今年から「山の日」と言う休日が設けられた。夏場山行をすることの多い私にとって嬉しいことである。お盆の三日間は仕事を休みにする私にとって、土日がうまく絡めば長い休暇となり、ロングトレイルができるのである。できればお盆と直接絡む12日が良かったのだが、この日は御巣鷹山に旅客機が墜落し、多くの犠牲者を出した日と言うことで、11日になったとのことである。

私の場合,山を始めたのは遅く,確か45才位の頃からである。きっかけは、子供達が小学生の頃水泳少年団に属してい



たのだが、その活動の中で団員の家族ぐるみであった韓国岳の一日登山だった。今よりももっと 太っていた運動不足の私は、フウフウゼーゼー言いながら登ったのだが、クタクタになりながら も、登りきった達成感と爽快感に浸っていたのを鮮明に記憶している。それからと言うもの、週 末毎週のように霧島山塊のいろんなルートにチャレンジして行った。その後、それだけでは満足 できなくなり、毎年夏場2、3回は北アルプスや東北、北海道の山々に足を延ばすようになった。

まさしく山に塡っていったのだが、人に「何できつい思いをしてそんなに山に登るのか?」 と聞かれることがある。「そこに山があるから」と言う有名な登山家の言葉もあるが、私の場合、 水泳の北島選手の「チョー気持ちいい〜」と同じであろうか。先にも書いた達成感、爽快感を味 わえるし、何と言っても仕事のことはすべて忘れていられる時間だ。単独行の多い私の場合、誰 に気を使うこともなく、心置きなく楽しめる至福の時なのである。

そう言うことで、人を誘わなくても一人で運動のできる山行に塡って行った私を、私の山の師匠は「お前みたいな中高年の一人歩きが一番危ないんだ。」と言う。私の山の師匠は大学時代の同級生で、ネパールで2年余りの山岳生活をし、東京都山岳会の役員として、山仲間の遺体を20人以上自分達で下ろしたと言う強者である。

実際に私自身も20年近く山歩きをして来て、危うい目に何度か遭遇している。白馬岳の雪渓では目の前で滑落した人を見たし、大天井岳のトラバース道では危機一髪で落石から逃れたこともある。一人歩きの場合運が悪ければ、誰かに知られることもなく死んでゆくことだってあるのだ。それ故、グループ登山をと思う気持ちもあるのだが、自分からは誘いにくい。もし山で遭難し

それ故, グループ登山をと思う気持ちもあるのだが, 自分からは誘いにくい。もし山で遭難したら, 同行した人のみならず, その人の家族にまで迷惑をかけることとなる。遭難まで大袈裟でなくとも, 7年前のシルバーウィークに川内支部の山元さんと二人で, 笠ヶ岳から槍ヶ岳を経て上高地まで縦走した際に, 人一倍汗かきの私は笠新道を登りきった杓子平で, 両足とも眺返りになり, 停滞を余儀なくされ, 山元さんに迷惑をかけたこともあった。

その点、単独行は気楽なのだ。もちろん反面自己責任ですべてを判断し行動しなければならない。従って、山で連泊をするような単独山行の際は、事前に入念に準備をし、気象の変化にも対

応できる装備やエスケープルートや水場の確認など、慎重に事をすすめるのだが、これもまたちょっとした緊張感があって楽しい。

一人だと行動の変更も自由にできる。3年前の7月中旬,苗場山に行くつもりで羽田に降り立ったのだが,新潟方面に台風が向かって来たため,急遽風の影響を受けない筑波山に登った。また,6年前のお盆休みの時に,朝日連峰の縦走をした際,初日取り付きの大鳥口から以東岳に登る途中で異常な暑さのため熱中症状態となり,予定の山小屋までたどり着けず,日程の都合上翌日かなりのバイトを強いられた。早朝3時40分出発し,夕刻6時5分に次の山小屋に着くと言う14時間半程の強行軍だ。こう言った無理ができるのも単独行ならではなのだ。

「もしも登山が自然からの色々の知識を得て,

それによって自然の中から慰安が求めえられるものとするならば,

単独行こそ最も多くの知識を得ることが出来,

最も強い慰安が求めえられるのではなかろうか。

何故なら友とともに山を行くときは

時折山を見ることを忘れるであろうが,

独りで山や谷をさまようときは

一木一石にも心を惹かれないものはないのである。」

これは、新田次郎の「孤高の人」のモデルとなったと言われる単独行者加藤文太郎の弁である。 単独行を礼譛する気は毛頭ないが、山から学ぶことは多い。偽善や欺瞞の世界など一切ない、自 然との触れ合い、そして自然の厳しさが、人としての在り方を教示してくれているようだ。









ちょっと、おじゃまします。Vol.9

今回は、女性一人で開業されている司法書士事務所のうち、「久留須由紀司法書士事務所」(霧島支部・久留須由紀会員)と「ていだ司法書士事務所」(鹿児島支部・宇都明子会員)におじゃまして、お話を伺ってきました。

「久留須由紀司法書士事務所」霧島支部・久留須由紀会員

平成28年7月8日 16時~17時

1. 開業して何年ですか?

平成19年の司法書士試験に合格して、翌年の平成 20年9月に登録しましたので、今は開業して8年目 です。

2. 前職は何をやっていましたか?

前職は自動車学校の事務員をしていました。パソコンでの事務作業がメインでしたが、検定などで使用する書類作成は、公安委員会の監査などがあるので気が抜けない作業でしたが、その分やりがいも感じていました。



3. 司法書士になろうと思ったきっかけは?

11年半くらい自動車学校で事務員をしていましたが、その中で少子化などから生徒数が減少していき、将来に不安を抱えていたころ、指導員にならないかと誘われました。しかし、その時思い切って退職し、図書館で自分に向いている資格はないか調べているときに「司法書士」に出会いました。今までの事務員の仕事はあまり表に出なく、こつこつ作業をこなす仕事で私自身好きな仕事でした。「司法書士」には受験資格も必要なく、人の役に立てる、事務職であまり表に出る機会もない、ということで受験勉強を始めました。実際は表に出る機会も多いですね。開業してから実感しています。周りからは「勉強より早く結婚を」との声が聞こえてきましたが、勉強に集中し、3年で合格することができました。

4. 女性司法書士のメリット・デメリットは? (うまくいったことや、うまくいかなかったことなど)

メリットというか、よくお客さんに言われるのは、相談しやすい(お金のことなど)と言っていただくことです。特に高齢の女性の方から言われます。あとは女性からの相談も多いです。離婚に関連した相談などは名簿から女性司法書士を見つけて電話してくる方もいらっしゃいます。

デメリット(うまくいかなかったこと)は、結婚して性が変わったのですが、仕事上は旧姓の久留須を職名として使っています。たまに結婚後の姓で事務所に郵便が送られて来たときに配達員が戸惑うようです。その他には取引の際に初めて仲介業者やお客さんと顔を合わせたときに女性だとあからさまに見下すような態度を取る方も中には居ました。男性のお客さんの家に訪問する際も不安になることがあります。部屋には上がらず、玄関先で済ませる、事務所に来てもらうなど対策しています。

5. 業務内容(割合等)はどうですか?

割合としては、不動産登記が9割で、その他が1割です。

その他の業務として、商業登記や裁判所の調停委員をしています。



6. ご主人やお子さんに伝えたい想い等はありますか?

家事はやっているつもりなんですが、いつもバタバタしていて時短になってしまっている ので、家族に申し訳ないなと思っています。夫は私の仕事を理解してくれて、尊重してくれ るので夫には感謝しています。

子供に対しては、将来的には自分のやりたいことを見つけてほしいと思っていますが、人はいろんな人たちの助けを借りて生きているので、仕事を通してその恩返しを社会に対してしてほしいなと思います。

7. 女性司法書士として思い描く目標・理想等を教えてください。

司法書士の仕事だけ頑張るというのは違う気がするんですよね。家のこともちゃんとしたいし、育児もちゃんとしたいと思っているので、バランスをとってやっていきたいですね。

8. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

事務所の隣が私の実家なんですが、「コロッケ」というお弁当屋さんをしているので、お 昼はいつもお世話になっています。おすすめです。(笑)

あと、私はパンが好きなんですけど、隼人にある「NOEL」というパン屋さんがおすすめです。住宅街にあって、小さいお店なんですが、国産小麦などこだわりがあって、何を買ってもおいしいです。

事務所の近くにある「かわの」というケーキ屋さんもおすすめです。私の同級生のお父さんがしているお店なんですが、おいしいと評判です。

9. 好きな花は何ですか? (その花の好きなところは?)

私はバラが大好きです。バラの種類によって、形や色、匂いもまったく違うので飽きないですね。形はあまり好みでなくても、すごくいい匂いのバラもあったりするんです。バラが好きな友達と一緒に鹿屋バラ園に行って、匂いを嗅いだりしています。



「ていだ司法書士事務所」鹿児島支部・宇都明子会員

平成28年7月11日 17時~18時30分

1. 開業して何年ですか?

私は平成23年の試験に合格したのですが、その年の11月から、県内の法人の事務所で修業をさせていただくことになってこの世界に関わるようになりました。最初は事務仕事の修業をさせていただくつもりでしたが、所長から「登録しないと本当の司法書士業務は経験できない」と、登録することを勧めていただき、翌24年5月に司法書士登録をしました。その後妊娠したので、産休や育休



を取らせていただいてからパートタイマーとして復帰したのですが、子育てとの両立のことがあったので、このままでは事務所に迷惑をかけてしまうという思いがあり、また、司法書士試験に合格している父(登録はしていませんが)からもさんざん発破をかけられたので(笑)、26年11月に独立して今の事務所を開業しました。

2. 前職は何をやっていましたか?

3. 司法書士になろうと思ったきっかけは?

私は大学院まで行って心理学の勉強をしていたのですが、卒業後はデベロッパーに就職しました。しかし、そこが今でいうブラック気味の会社だったので、すぐに辞めてしまいました。それから鹿児島に帰ってきたものの、大学院まで出てしまっていたせいか、なかなか就職先が見つからなかったのですが、運良くとある法律事務所に勤務することができました。その事務所の隣には司法書士事務所があって、そこの先生の話を聞いていると、「司法書士という資格は、争いごと前提の仕事が多い弁護士とは違って、女性にも一人でできそうだ」と思うようになり勉強を始めました。また、父に認められたいという気持ちもありました。

4. 女性司法書士のメリット・デメリットは? (うまくいったことや、うまくいかなかったことなど) デメリットはすぐに思いつくのですが (笑)、そうですね、メリットといえるのか分かりませんが、以前勤めていた事務所の所長がおっしゃっていた「女性のお客様が相談しやすいから女性の司法書士がいた方がいい」という言葉の意味が、独立してからわかるようになりました。具体的には、取引などで実際に動いたり連絡したりするのは当事者の奥様であることが多いので、その奥様から別件で相談をいただくことがあります。また、司法書士という資格は細かい作業が多いので、その点でも女性に向いている部分があるのかな、と思います。

*----デ*メリットは?

デメリットは、まず、夜にお客様の家に出向くことがあるのですが、それは少し怖いというか、家族が心配します。事務所では営業時間も鍵をかけるようにしています。また、戸籍上の氏名と仕事上の職名の扱いに困ることがあります。私は職名を使用していますが、成年後見人など裁判所から選任されるものは、戸籍上の氏名が審判書に記載されてくるので、お客様にどっちなの?と聞かれることもあって、以前は名刺と運転免許証の両方を提示していましたが、今は会員証に氏名と職名を併記してもらっていて、それを提示しています。あとは、出産したとき中々仕事ができない中で、司法書士会の会費を支払っていくことが結構困りました。「今度、連合会の会費規則が、出産育児を理由として免除ができるように改正されたそうなので、この流れが続くといいなあと思います。」

5. 業務内容(割合等)はどうですか?

割合としては、不動産登記が5割、商業法人登記が2割、その他裁判・後見業務が3割ぐらいかなというところです。男性と比べると不動産登記は少ないかもしれませんね。

6. ご主人やお子さんに伝えたい想い等はありますか?

これは何をお話ししたらいいのか悩みますね~。

この仕事をしていると、いろんな方から「ご主人は同業者ですか?」とよく聞かれるんですけど、夫は、私とは全く関係のない職種の仕事をしています。でも、良く理解してくれていて、私が急に仕事が入った時も全然怒らないのですごくありがたいです。今まで一度も怒られたことないんですよ。私が怒ることはたまにありますけどね。

私生活でも一度もケンカをしたことがないですね。夫が怒らないので、お互いヒートアップすることもないですし。たぶん、全然別の仕事をしているからじゃないかなと思うんですけどね。フフフ(笑)。

子どもには、私が仕事をしているので、いろんな人に面倒を見てもらっているのですが、 その分たくましく育ってほしいなと思っています。男の子で今3歳なんですけど、これがま た、たくましくないんですよ・・・。

7. 女性司法書士として思い描く目標・理想等を教えてください。

司法書士会の中では、やっぱり女性はマイノリティですし、その中でも子どもがいる女性の司法書士はさらにマイノリティだと思うんですよね。私は、青年会等が主催する全国各地で開催される全国大会や研修会等の行事に、行けるときはなるべく子どもを連れていくようにしています。「(女性は) 育児をしながら仕事をしている」ということを知ってもらう普及活動を密かにしています。さすがにお客様がいらっしゃる仕事の場に子どもがいるのは失礼かと思うので、連れて行くことはしませんが、そういった行事等の場には子どもがいてもいいのかなと思うんですよね。お父さん方にもぜひ連れてきてほしいです。「お父さんもがんばっているんだよ」っていう姿を見せることができますし。

あと、理想像というわけではないですけど、女性が見て、「女性司法書士っていいな」って思ってもらえるような仕事をしたいと思っています。「司法書士って女性も輝ける職業なんだ」って思ってもらえたらいいですね。

8. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

この近辺はあんまりお店が少ないですけど、ちょっと遠いですが、中央駅のアミュプラザにある観覧車の「アミュラン」なんてどうでしょうか?

うちの子どもが大好きで、前を通る度に「観覧車に乗りたい」って言ってます。

夜景を見ながらとか、シースルーのゴンドラに乗ったりとか、いろんな楽しみ方がありますよ。イベントごとにデザインが変更されるゴンドラもあったりして、そういったのもオススメです。ちょっと前まではスヌーピーのイベントをやっていましたね。

9. 好きな花は何ですか? (その花の好きなところは?) 花より団子です(笑)!!!



新入会員紹介



①氏 名 米澤和則

②事務所所在 伊佐市大口上町35番地1

③入会年月日 平成28年1月13日

④出 身 地 伊佐市

⑤趣 味 日曜大工,庭いじり

⑥自己紹介

法務局に41年間勤務し、退職後も法務局で相談員等を5年間しましたが、先輩司法書士の勧めもあり、その後、司法書士事務所で9ヶ月間補助者として勤務し、本年1月に郷里の伊佐市で開業いたしました。姶良市から1時間かけて通勤していますが、もう少し頑張ってみたいと思います。

⑦今後の抱負 司法書士としての知識を積み重ね、少しでも地域の皆様のお役に立てればと努めますので、先輩会員の皆様のご助言、ご助力をお願いいたします。



①氏 名 越 場 進 介

②事務所所在 鹿児島市荒田2丁目65番1号 1-C

③入会年月日 平成28年4月8日

④出 身 地 鹿児島市東谷山

⑤趣 味 サッカー,フットサル,ジョギング

⑥自己紹介

新たに入会しました鹿児島支部の越場進介と申します。

私は高校まで鹿児島で育ち、大学進学を機に関東で暮らし始め20年以上関東で過ごしました。大学卒業後都内のホテルで勤務しました。ホテルで勤務しながらも将来に備えて何か資格を取得しようと思い、資格予備校の司法書士講座のガイダンスに参加して、その講座の講師から「司法試験と異なり司法書士試験は努力すれば必ず合格できる。」と言われ、そこから辛い受験時代が始まりました。なんとか合格できて様々な研修を終え、不動産登記と商業登記専門の東京の司法書士事務所に補助者として入所しました。入所後9ヶ月を過ぎたころ司法書士登録をし補助者の時期を含め2年半勤務して今年の4月に鹿児島県会に転入して参りました。

会員の皆様よろしくお願い致します。

⑦今後の抱負 当面の目標は「いち早く事務所の経営を黒字にすること。」



①氏 名 竹 中 啓 人

②事務所所在 鹿児島市真砂本町27番5号前田ビル1階

③入会年月日 平成28年4月8日

④出 身 地 鹿児島県霧島市

⑤趣 味 相撲観戦

⑥自己紹介 皆様、初めまして。平成27年度の司法書士試験に合格し、今年4月に登録をしました竹中と申します。現在、真砂の事務所で勤務させて頂いております。職歴は建設業のみで、初めての経験も多く、戸惑うこともありますが、憧れを抱いていた司法書士業務をできるという事もあり、毎日充実した日々を過ごせています。未熟者ではありますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

⑦今後の抱負 一日一日の経験を大切にし、何事も一生懸命に取り組んでいけば成果は自ずと 現れていくと思いますので、まずは今できる努力を怠らず、日々の業務に精一杯 取り組んでいきたいと思います。



①氏 名 茅 野 良 信

②事務所所在 枕崎市高見町257番地2

③入会年月日 平成28年4月21日

④出 身 地 枕崎市

⑤趣 味 野菜作り(菜園用に農地を取得し、休みに夏野菜を作ったり、草取りに励んでいます。)

⑥自己紹介 出身地は事務所のある枕崎市です。平成27年3月,40年間勤務していた法務局を早期退職し、先輩である島田靖幸、島田博子両先生の元、本年5月からお世話になり日々勉強中です。

⑦今後の抱負 出身地での開業ですので、地域の方々に信頼される司法書士を目指して誠意を 持って取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。



①**氏** 名 内木場 崇

②事務所所在 鹿児島市山下町12番5号 藤崎ビル203号

③入会年月日 平成28年5月25日

④出 身 地 霧島市隼人町

⑤趣 味 牧場見学

⑥自己紹介 皆様,初めまして。平成28年5月25日付で司法書士登録しました内木場崇と申します。

出身は、霧島市隼人町なのですが、父親の仕事の関係で、幼少期は、北海道の 遠軽町という、小さな町で暮らしておりました。

その後,北海道から鹿児島に引っ越し,現在まで霧島市隼人町に住んでおります。

中学校を卒業後、美容室に約7年間勤務し、その後飲食店等で働いており、司 法書士業務とあまり関係のない仕事をしていましたが、20代前半の頃に法律に興 味を持ちはじめ、法律に関する仕事に携わりたいと思い、行政書士試験を目指す こととしました。

行政書士試験には、運良く短期で合格し、登録まですませたものの、全く実務 経験もなかったため、どうしてよいか分からずにいたところ、司法書士という資 格を知り、司法書士業務について魅力を感じ、司法書士を目指すことを決意し、 昨年の司法書士試験に合格することができました。

現在は、私が司法書士を目指すきっかけとなった先生の事務所にて机をお借り して、未熟ながらも司法書士として活動させていただいております。

このような素晴らしいご縁に感謝するとともに、これからも、数多くの素晴ら しい出会いの一つ一つを大切にしていきたいと思います。

趣味に該当するかどうかは分かりませんが、昔から馬が大好きで、友人と引退 した競走馬を牧場に見学しに行ったりしております。

数年前に乗馬も始めましたが,ここ最近は通ってなく,腕前も初心者なので, また近いうちに再開して練習したいと思っております。

また、去年から馬好きの友人とともに一口馬主になりましたが、私の出資した 馬は、あまり活躍できず、1勝もできずに引退しそうです。サラブレッドの血統 について、お詳しい方がいらっしゃいましたら是非ご教授ください。

⑦今後の抱負

今まで、司法書士業務とあまり関係のない仕事の経験しかなく、実務経験がほとんど無い状態ですので、少しでも早く、司法書士業務について実務経験を積み、 法律を日々勉強し、不動産登記や商業登記だけでなく、幅広い司法書士業務の一つ一つに精通し、依頼者様の多様な依頼に迅速かつ丁寧にお応えできるようになりたいです。

そして数多くの素晴らしい出会いの一つ一つを大切にしていき、身近な法律家 として信頼される司法書士となり、司法書士業務を通じて、社会に貢献できるよ うになりたいと思います。

まだ司法書士として駆け出し中で、皆様には、色々とご迷惑をおかけすることになると思いますが、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

①氏 名 藏 園 真 一

②事務所所在 鹿児島市城山

③入会年月日 平成28年5月31日

④出 身 地 指宿市

⑤趣 味

読書と旅行です。旅行については、実は、東京は行ったことがあるのですが北海道も中国地方も行ったことがありません。目指すべき場所は最初は県内で次は九州内でしょうか。できれば西日本は訪問したいです。読書については、いろいろな分野の本を読んでいます。最近読んだ本では2000年頃に出版された政治・経済の本を読んでみると、その予測が当たっているか外れているか、その理由は評価できるものかなど現在だから言えることがあり非常に興味深いものがあります。別な視点から言えば論理的な構成やその判断基準とその理由などがとても興味深いです。いい推論の練習になります。また、現在の政治・経済を視る上で非常に参考になります。

⑥自己紹介

私はかって20年ほど司法書士業務をやっていました。その後約4年間司法書士 実務を離れており、新たに業務を始めるにあたり不動産登記法などの基本的な考 え方には変化はないと考えていますが、やはり細かなところはいろいろな変化が 目につきます。新鮮でありますが怖いものでもあります。幸いに昔の仲間がたく さんいて自分で調べながらも彼らに教えていただいて何とか1人の依頼者の登記 手続きを終えることができました。今後の裁判業務も感覚を取り返すために今、 通信販売の問題点をいろいろ調べたりしています。消費者契約法・特定商取引法・ 割賦販売法・民法などです。法律そのものではありませんが、やっとここ1か月 を経て事務所での業務の開始の手続きが一段落しました。

⑦今後の抱負

もっと法律に精通しそれを実務に生かすことと趣味のための自由な時間の確保をしていきたいと願っています。数学の数論も研究してみたいし、英語と中国語の学習もしたいです。最後に鹿児島県司法書士会の皆さまといろいろなお話ができることを楽しみにしています。



①氏 名 松 元 修 二

②事務所所在 鹿児島県志布志市志布志町帖6441番地

③入会年月日 平成28年5月25日

④出 身 地 鹿児島県志布志市

⑤趣 味 競馬

⑥自己紹介 昭和61年12月18日生まれ。尚志館高校卒業後、駒沢大学法学部法律学科に進学

し、卒業。平成22年司法書士試験合格後、広島にある福富司法書士事務所にて約 5年間勤務しました。

転勤族であった父の影響等で、幼少期より多くの街を巡ってきましたが、この 度、一番思い出深い街である志布志で開業することになりました。

⑦今後の抱負 まだまだ不安なことだらけですが、諸先輩方の築いた司法書士という資格に傷をつけないように、日々精進して行きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



①氏 名 大塚左文

②事務所所在 伊佐市大口元町19番地1 (さぶみ司法書士事務所)

③入会年月日 平成28年5月31日

④出 身 地 伊佐市

⑤趣 味 楽器演奏

⑥自己紹介

平成26年度に合格し、1年ほど愛知県の司法書士事務所に勤務した後、地元に帰ってきました。現在、父と同じ事務所で働いていますが、お互い独立して自由にできるようにと事務所名も経理も別にしています。とは言ってもまだまだ経験が浅いため、父に教わりながら業務に励んでいます。

愛知から伊佐に帰ってきた時に感じたことは、田舎ならではの複雑な案件がとても多いということです。愛知では決済が主でしたが、伊佐では決済は1か月に1回程度で、何代も前の相続や休眠担保権の抹消、農地の時効取得など多岐にわたる相談が多いです。経験が浅いこともあり、ほとんどが初めての案件ばかりですが、1つ1つ丁寧に取り組むこと、お客様と誠意を持って接することでお客様の不安を少しでも減らしていけるように心がけています。

⑦今後の抱負

伊佐市役所に15年間勤務していたこともあり、地元伊佐のために少しでも力になりたいと思っています。まだ開業間もないため、事務所に来られるお客様も父の方ばかりですが、ありがたいことに市役所の元上司や同僚・市役所からの紹介でのお客様が来てくださいます。「さぶみ事務所の第1号のお客さんになりたくて!」と真っ先に事務所に来てくれた元同僚もいて、本当に嬉しく思います。そんな地元の方々の期待に応えられるよう、これから経験を積んで、なんでも相談できる、頼れる司法書士になりたいです。



ます。

①氏 名 鎌 田 寛 子

②事務所所在 鹿児島県鹿児島市吉野町3221番地1

③入会年月日 平成28年6月9日

④出 身 地 鹿児島市

⑤趣 味 映画を観る、漫画を読む、写真を撮る、ピアノを弾くなど

など

⑥自己紹介
平成27年度に合格し、平成28年6月から吉野の事務所に勤務しております鎌田 寛子と申します。今までは事務職を中心に、電話オペレーターや動物看護士、オ フィスソフト系講師等、いくつかの職種を経験してまいりました。まだまだ、司 法書士の実務に日々苦戦中なわたくしですが、ご指導のほど宜しくお願いいたし

⑦今後の抱負 事務職のスペシャリストになりたいと思い司法書士を目指してきましたが、実務に接してみて接客的・営業的な要素にも関心を抱き始めております。

まずは、基本的な事務処理や実務的な法律知識の習得に励むことはもちろんですが、将来的にはお客様の要望に対し、期待値プラスアルファの接遇が出来る司法書士になれるよう幅広い視野を持つことを大切にし、日々の業務に励んでいこうと思います。

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

- 1. 火災保険
- 2. 傷害保険
- 3. 生命保険
- 4. 医療保険
- 5. ガン保険
- 6. 自動車保険
- 7. 賠償責任保険
- 8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店 有限会社 AFI コンサルタント 川畑 秀世

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

TEL099-264-6164 FAX099-264-6684

権

司法書士システム"権"

まり、対率アップと 登記以外の書類や情報を効率よく作成し、管理したい 発作の進捗を管理し、処理遅れや漏れを防止したい の異質が案件を把握できるよう情報を共有したい

案件カルテ機能が新登場-

『案件カルテ』の概要

- ▼ 登記以外の様々な必要書類を作成
- ▼ 案件の関連情報を電子受託簿に記録
- ▼ 書類収集状況のチェック
- ▼ 案件進捗状況のチェック
- ▼ 案件・全体のスケジュール管理
- ▼ 様々な連絡事項の記録・確認ができるノート機能
- ▼ 物件調査、登記関係書類、見積・請求のデータ連動



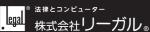
※詳しくは下記URLから資料をご請求ください

※案件カルテが装備されるのは不動産登記システムのみとなります

【開発元】

http://www.legal.co.jp/

【販売店】



本 社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494 福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第 3 ビル 6F TEL 092-432-9078 有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95 TEL: 099-246-3079 FAX: 099-244-6828

HITACHI Inspire the Next

司法書士の「思考する時間」を守る。



サムポローニア

The Pro-firm System Series

サムポローニア



サムポローニアはパッケージ型とクラウド型の2つのシステムをご用意しています。

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティ管理は極めて大きな問題です。 サムポローニアのクラウド型システムは、重要データが外部のデータセンタに保管されるため、 災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。 またデータを共有できるので複数拠点で同時利用が可能となり、利便性が向上します。

- 司法書士業務支援ソフトウェアを30年以上にわたって手がけてきた信頼と実績
- 2 わかり易い入力画面をはじめとする 優れた操作性
- 受任業務から申請業務、請求、会計処理まで 対応する充実した機能
- 4 パッケージ型システムと高度なセキュリティの クラウド型システムをご用意
- 法改正、オンライン申請など 司法書士業務の変化に対応

- る 司法書士業務を熟知した専任のオペレータによる 充実のサポート体制
- **7**日立グループの総合的なサービス、ソリューションで、 よりよいビジネス環境づくりをご提案
- 豊富なシステムラインナップで、業務をしっかり支援
 - 受任管理システム/事件管理システム
 - ▶登記情報管理システム
 - ▶権利登記システム
 - ▶相続関連書類作成システム/マンション登記システム/ 表示登記システム
 - ▶商業・法人登記システム
 - ▶請求会計システム
 - ▶成年後見システム
 - ▶電子認証システム/裁判業務システム/債権譲渡システム/ 動産譲渡システム/休眠抵当利息計算システム

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978 営業所:関東営業所/東北営業所/名古屋営業所/西日本営業所/九州営業所

販売会社

株式会社 さかのうえシステム TEL.0995-70-0299

相続登記のポイントが一目でわかる!

權即 相続登記申請MEMO

荖

青山 修 (司法書士)



相続の放棄等に関する法務省通知の内容や 不動産登記令等の改正に伴う 添付情報の変更を織り込んだ最新版!

◆知りたい疑問をすぐに解消!

相続の登記実務で直面するさまざまな疑問をQ&Aで端的に回答。図や表を多用して、わかりやすく解説しています。

◆ビジュアルな紙面!

ポイント箇所のカラー化や、見開き時に読みやすいレイアウトなど、見やすく、使いやすい紙面にしています。

◆明確な根拠!

根拠となる法令、先判例、文献等をていねいに明示しています。

A5判・総頁274頁 本体価格 3,000円+税 送料実費

〔電子書籍版〕 本体価格 2,400円+税

会社計算規則等の内容を商業登記の視点から解説!

会社計算書面と商業登記

◆会社の計算が容易に理解できる!

登記実務に関係する「会社の計算」の要点を端的なQとして取り上げ、 図表を交えてわかりやすく解説しています。

◆添付書面の作成ポイントがわかる!

商業登記で必要となる会社計算規則等に基づく書面を豊富に取り上げて作成理由等を解説するとともに、根拠を明示して数値や作成日などの記載方法を解説しています。

著 青山 修 (司法書士)



A5判・総頁 404頁 本体価格 4,500円+税

(電子書籍版) 本体価格 3,600円+税



○○ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (十・日・祝日を除く)

ホームページ http://www.sn-hoki.co.jp

新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

※本チラシにて使用している画像はあくまでイメージです。実際の色味とは異なります。ご了承下さい

奶忍方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

登記識別情報通知書専用封筒

封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。 従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。

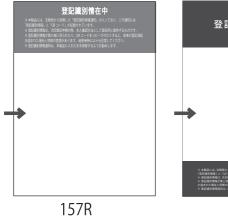
封筒サイズ: 293×215 mm (ベロ部分を除く)



1袋100枚入 6,100 円(税抜)

商品No.2002 ソフトグリーン 商品No.2005 ソフトブルー 商品No.2006 ソフトオレンジ

名入印刷は 1,000 枚より 承っております。(無料)



識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。 開封前の通知書はそのまま収納出来ます。 開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。 両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。 他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

> 商品No.157R(上部注意書き入り) 1袋100枚 3,000円(税抜)

> **商品No.157S**(上下注意書き入り) 1袋100枚 **3.600円**(税抜)

商品 No. 157W (上下注意書き入り/綴じ代(15 mm)付) ※こちらに対応する表紙は商品 No. 518WG 特大サイズのみです。 デザインは 157S と共通になります。 1袋100枚3,600円(税抜)

プロテクトシート フィルムタイプ 1袋10シート (80枚入) 2,400円 (税抜)

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。 ミシン目部分以外(透明部分)は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。

法務局と同様にミシン目方式を採用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。 ※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。

サイズ 150 mm ×33 mm (窓部 130 mm ×21 mm)

No.345 桐マーク入り



No.346 無地

◀◀ ここからゆっくり剥がしてください。透明部分は剥がすことができません。

名入れ印刷(黒文字)は、800枚(税抜48,000円)より承っております!



で不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい!

法令書式センター大阪営業所 http://www.hourei-sc.co.jp

hourei shoshiki center 〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町 1番 3号 2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486

誰もが待ち望んでいた!Web版家系図作成システム

2in 1 Win for Windows 10,8.1,7, Vista

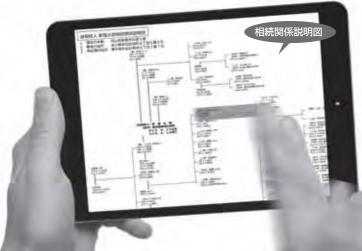
お気軽にお問合せ下さい! 03-5909-5772 平日9:00~17:30(土・日・祝を除く)

インターネット環境があれば、PCやWinタブレットからいつでもログイン! 「相関図」と「親族図」がこれ一つでできる新発想のWeb版家系図作成アプリ。 それが、2in1win家系図作成システムです!



2in1Win 各システムとの 連携も可能! (2016/8/29より)

- 不動産登記申請システム ■ 相続管理システム
- ※上記システムを既にご利用 頂いているお客様は、 標準装備となります。
- ※上記不動産システムLite版



9/30までキャンペーン開催中

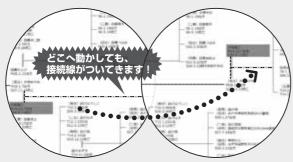
2in 1 win 家系図作成システム

半1900 # **¥500** / 月 前 **¥500** / 月

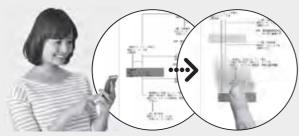
※上記料金は、1名様ごとの 料金です。複数名でご利用 される場合は、人数に応じ た料金体系となります。

50人でも100人でも、面白いようにスラスラ編集!

🔍 人の移動に伴い、接続線も自動伸縮。 追加や配置変更で線を引き直す必要ナシ!



で たとえるなら、将棋の駒。 人物の移動が指やカーソルで思いのまま!



編集した「相関図」や「親族図」は、自分のパソコンに保存できます!

弾 難しい操作は一切不要! 「相関図」と「親族図」がこれ一つで!



〇〇 人数がいくら増えても制限ナシ! カンタン追加で、作り直し不要です!



○ 印刷サイズはA4からA2まで対応! PCで、インターネットから直接印刷!

334 株式会社ビービーシー http://www.bbcinc.co.jp ビービーシー 検索

TEL. 03-5909-5772 東京本社













好評図書のご案内



認可地縁団体・記名共有地をめぐる 実務Q&A

認可申請手続と不動産登記手続

山野目章夫 監修 後藤浩平 著

2016年7月刊 A5判 316頁 本体3.000円+税

- ●自治会、町内会等の法人化に係る申請手続や財産区・相続人等不明土地の登記手続も網羅した一冊。
- Qごとに関連する条文を掲載するほか、登記申請情報、添付情報の書式例、関係先例の全文、関 係判例の要旨などを豊富に掲載。



休眠担保権に関する登記手続と法律実務

供託・不動産登記法70条3項後段特例、清算人選任、 公示催告・除権決定、抵当権抹消訴訟

正影秀明 著

2016年5月刊 A5判 580頁 本体5,100円+税

- ●関連する根抵当権、先取特権、質権、根質権の抹消まで専門家が悩む実務をこの1冊で網羅。
- ●先例等の根拠を踏まえた解説、対応方法が一目でわかるチャート図、実務Q&A、実際に活用で きるチェックリスト等で、実務をフォロー。様々な法人を解説。



Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務

相隘・建築・私道・時効・筆界・空き家

末光祐一 著

2016年7月刊 A5判 440頁 本体4,100円+税

- ●隣地・隣家に関する境界関連、建築基準、取得時効、占有権、筆界特定、空き家など具体的な実 務をこの1冊に集約。全250間で、関係する実務を網羅。先判例も多数収録。
- 隣地との紛争などの簡裁代理等関係業務、地裁の裁判書類作成業務にも有益な実務の情報を収録。
- ●空き家特措法(平成27年5月26日完全施行)対応。



再生可能エネルギービジネスの 法律と実務

水上貴央 著

2016年6月刊 A5判 492頁 本体4,200円+税

●再生可能エネルギーと固定価格買取制度の仕組みや事業を巡るリスクなどを説明した上で、事業 計画、用地確保、関連法規への対応、担保設定、資金調達、補助金や優遇税制といった、事業設 計における個別論点について解説。登記申請書のひな形やモデル契約条項等も収録。



民事信託の理論と実務

新井誠・大垣尚司 編著

2016年4月刊 A5判上製 324頁 本体3,500円+税

- ●近年ニーズが高まる民事信託を理論的、実務的に体系化。基礎知識の習得や新たな民事信託像の 把握に最適な一冊。
- ●読者の便宜を図るため、重要な関連条文、基礎知識に関する簡単な解説注や図解、各論文間の相 互参照等を適宜附加。用語索引も収録。

〒171-8516 東京都豊島区南安崎3 J ロ I O 田 0 つ TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 http://www.kajo.co.jp/

写真大募集!!

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します!

会報は、8月頃(定時総会特集号)と1月頃(新年号)の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることのできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい!

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております!!

【表紙写真解説】

山間地を走るロイヤルブラックの列車は、鹿児島中央駅と吉松駅とを結ぶ特急「はや との風」。JR肥薩線(八代~人吉~吉松~隼人)は電化されておらず、運行車両はディーゼルカー(キハ47・147系)。

水田の草刈り後の土手には、「まけるな くまもと」のメッセージが残されています。 みなさん、夏の暑さに負けず、どうかお元気にお過ごしください。

【編集後記】

「司法書士かごしま」総会号はいかがでしたか。

今号でも引き続き「ちょっと、おじゃまします。」のコーナーを設け、今回は女性一人で開業されている司法書士事務所にインタビューさせていただきました。今年から始まった「山の日」に寄せての寄稿や永年勤続受章者の寄稿もたくさんの方にご協力いただきました。

原稿を寄稿してくださった皆様、取材に応じてくださった皆様、大変お忙しい中ご協力 いただきまして誠にありがとうございました。

発行担当:広報委員会 会報班 委員 田中喜久/委員 堂免公大/委員 益崎広樹/委員 福嶋哲平

発行年月日 平成 28 年 8 月 10 日

発 行 所 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階

鹿児島県司法書士会 TEL(099)256-0335

印 刷 所 株式会社 プリンティング三州

鹿児島県司法書士会調停センター

話し合いで 解決しませんか?

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争(トラブル)の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者(司法書士)が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

★ ADR実施手数料 ★ 無料キャンペーン ★

平成28年4月 1日~ 平成29年3月31日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

ADR実施手数料(申立手数料、手続実施者報酬、合意成立手数料等)が無料でご利用いただけます。

ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で トラブルに なっている…

数ヶ月前から

会社が給料を

支払ってくれない…

騒音で アパートの借主が ルに 家賃を いる… 払ってくれない…

> 大家さんが 敷金を 返してくれない…

友人に 貸したお金が 返ってこない…

近所の飼い犬に噛まれ ケガをしたが 治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・





あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター (認証番号第91号)

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL:099-256-0335 メール:idk05735@nifty.ne.ip

H P: http://www.shihou-kagoshima.or.jp/